

11月6日 食品衛生分科会

文書による報告品目等に関する資料

(3) 文書による報告品目等

① 農薬

・ アセキノシル (適用拡大)	1
・ アゾキシストロビン (適用拡大)	4
・ エスプロカルブ (適用拡大)	12
・ クロラントラニリプロール (カカオ豆の検査部位変更)	15
・ シエノピラフェン (適用拡大)	22
・ シフルメトフェン (適用拡大)	25
・ シメコナゾール (適用拡大)	28
・ シラフルオフェン (適用拡大)	31
・ チアメトキサム (適用拡大+カカオ豆の検査部位変更)	34
・ ビフェントリン (カカオ豆の検査部位変更)	41
・ ピラフルフェンエチル (適用拡大)	48
・ フェリムゾン (適用拡大)	53
・ フェンブコナゾール (適用拡大)	56
・ プロスルホカルブ (適用拡大+魚介類+インポートトレランス申請)	61
・ ペンチオピラド (適用拡大)	64
・ メタフルミゾン (適用拡大+魚介類)	67
・ メタラキシル及びメフェノキサム (カカオ豆の検査部位変更)	70
・ レピメクチン (適用拡大+魚介類)	78

② 飼料添加物

・ セデカマイシン (暫定基準の見直し+意見聴取)	81
---------------------------	----

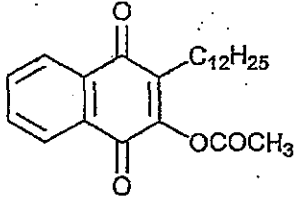
③ 動物用医薬品

・ d1-クロプロステロール (意見聴取)	84
・ フルニキシン (規制対象の変更)	87

④ 健康食品

・ アラキドン酸補給の安全性に関する研究 (厚生労働科学研究) に対する審議結果について	90
---	----

アセキノシル (Acequinocyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	ナフトキノン骨格を有する殺ダニ剤である。ダニ類のミトコンドリアの電子伝達系における酵素複合体Ⅲを阻害することにより効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	かんきつ/ミカンハダニ、りんご/リンゴハダニ等										
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、なし、かんきつ類等に、カナダにおいてりんご、なし、レモン等に、EUにおいてりんご、かんきつ類、アーモンド等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.022 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 2.25 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100.</p> <p>代謝物 AKM-05【3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノン】</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: アセキノシル及び代謝物 AKM-05【3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノン】とする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 1615 1385 1865"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>23.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	19.4	幼小児 (1~6 歳)	40.0	妊婦	18.8	高齢者 (65 歳以上)	23.6
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	19.4										
幼小児 (1~6 歳)	40.0										
妊婦	18.8										
高齢者 (65 歳以上)	23.6										
意見聴取の状況	平成 24 年 9 月 21 日~10 月 20 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.5	0.5	○			<0.03, 0.20
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○			<0.03, <0.03
その他のさく科野菜	15	5	○・申			6.6(\$), 0.9(きく(案))
ピーマン	2	2	○			0.79, 0.98
なす	1	1	○			0.49, 0.35
その他のなす科野菜	1	1		1.0	韓国	【0.58(韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.08(#), 0.11(#)(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			0.16, <0.10
しろりり	0.7	0.7	○			きゅうりの残留値の2倍にて緊急登録 (農林水産省からの理由書による要請)
すいか	0.1	0.1	○			<0.03, <0.03
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.03, <0.03
まくわり	0.1	0.1	○			(メロン類果実参照)
その他のりり科野菜	0.7	0.7	○			しろりりの緊急登録と同期化した対応 (農林水産省からの理由書による要請)
その他の野菜	1	1	○			0.2, 0.4(\$)(さといも(葉柄))
みかん	0.2	0.2	○			0.03(#), 0.03(#)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.91(#), 0.44(#)
レモン	1	1	○			0.41(#)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			0.46(#)(すだち)
りんご	0.7	0.7	○			0.23(#), 0.26(#)
日本なし	1	1	○			【0.025-0.226(n=24)(米国)】
西洋なし	1	1	○			0.44, 0.18
マルメロ	0.4	0.4		0.40	アメリカ	(日本なし参照)
びわ	0.4	0.4				【0.011-0.049(n=12)(米国)】 【米国りんご、西洋なし参照】
もも	0.1	0.1	○			0.03(#), <0.03(#)
ネクタリン	1	1	○			0.36, 0.30
すもも(プルーンを含む。)	0.7	0.7	○			0.05, 0.28(\$)
うめ	2	2	○			0.92, 0.45
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.44(#), 0.57(#)
いちご	2	2	○			0.43, 0.71
ぶどう	0.5	0.5	○			0.14, 0.14
パパイヤ	1	1	○			0.45, 0.42
マンゴー	0.5	0.5	○			0.17, 0.19
その他の果実	2	2	○			0.69, 0.81(あけび)
くり	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【米国ベカン、アーモンド参照】
ペカン	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【<0.02(n=5)(米国)】
アーモンド	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【<0.02(n=5)(米国)】
くるみ	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【米国ベカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【米国ベカン、アーモンド参照】
茶	40	40	○			32.9(#)(\$), 4.8(#)
ホップ	15		IT	15	EU	【0.94~12.7(n=8)(EU)】
その他のスパイス	5	5	○			1.92(#), 3.00(#)
その他のハーブ	10	10	○			(みかんの果皮) 4.8, 2.2(しそ(案))
牛の脂肪	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02	アメリカ	

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

アセキノシル

食品名	残留基準値
	DDM
小豆類 ^{注1)}	0.5
やまいも(長いものをいう。)	0.2
その他のきく科野菜 ^{注2)}	15
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注3)}	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろうり	0.7
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.7
その他の野菜 ^{注5)}	1
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	2
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	1
りんご	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.4
びわ	0.4
もも	0.1
ネクタリン	1
すもも(プルーンを含む。)	0.7
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	2
ぶどう	0.5
パパイヤ	1
マンゴー	0.5
その他の果実 ^{注7)}	2
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注8)}	0.02
茶	40
ホップ	15
その他のスパイス ^{注9)}	5
その他のハーブ ^{注10)}	10
牛の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02

※今回基準値を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及び代謝物 AKM-05【3-ドデシル-2-ヒドロキシ-1,4-ナフトキノン】をアセキノシル含量に換算したものの和をいう。

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

アゾキシストロビン (Azoxystrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。ミトコンドリアチトクローム bc1 複合体の Qo 部位に結合することで電子伝達系を阻害し、菌の呼吸を阻害すると考えられる。										
適用作物/適用病害虫等	小麦/赤さび病、だいず/紫斑病等										
我が国の登録状況	小麦、だいず等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2011年に JMPRI における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準はバナナ、ぶどう等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてしょうが、えだまめ等に、カナダにおいてぶどう、なたね等に、EU においてえだまめ、ぶどう等に、オーストラリアにおいてアボカド、ぶどう等に、ニュージーランドにおいて小麦、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.18 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 18.2 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: アゾキシストロビンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>74.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>40.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	38.9	幼小児 (1~6 歳)	74.8	妊婦	30.0	高齢者 (65 歳以上)	40.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	38.9										
幼小児 (1~6 歳)	74.8										
妊婦	30.0										
高齢者 (65 歳以上)	40.5										
意見聴取の状況	平成 24 年 9 月 21 日~10 月 20 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			0.04(＃),0.02(＃)
小麦	0.3	0.3	○	0.2		0.01(＃),0.10(＃)(＄)
大麦	0.5	0.5		0.5		
ライ麦	0.3	0.3		0.2		
とうもろこし	0.05	0.05		0.02		
その他の穀類	0.5	0.5		0.5		
大豆	0.5	0.5	○	0.5	0.5 アメカ	[0.04,0.12,0.12,0.07,0.06, 0.06,0.02(米国)]
小豆類	0.5	0.5	○		0.5 アメカ	【米国の大豆及び乾燥豆 参照】
えんどう	0.5	0.5			0.5 アメカ	【米国の大豆及び乾燥豆 参照】
そら豆	0.5	0.5			0.5 アメカ	【米国の大豆及び乾燥豆 参照】
らっかせい	0.2	0.2		0.2	0.2 アメカ	[<0.01,0.01,0.01,0.12, 0.01,<0.01,<0.01,0.06,0.0
その他の豆類	0.5	0.5			0.5 アメカ	【米国の大豆及び乾燥豆 参照】
ばれいしょ	1	1	○	1		
さといも類(やつがしらを含む。)	1	1		1		
かんしょ	1	1		1		
やまいも(長いもをいう。)	1	1	○	1		
こんにやくいも	1	1	申	1		
その他のいも類	1	1		1		
てんさい	1	1	○	1		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1	1	○	1		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	50	50.0	○		50.0 アメカ	[23.6,31.4,12.8,9.9,14.3 (米国)]
かぶ類の根	1	1	○	1		
かぶ類の葉	15	15	○			2.36, 8.64(＄)
西洋わさび	1	1		1		
クレソン	70	3.0	○	70	3.0 アメカ	[0.117,0.475,0.511(＄), <0.0676,1.32(米国)]
はくさい	3	3.0	○		3.0 アメカ	【米国のキャベツ及びブ ロッコリー参照】
キャベツ	5	5	○	5		[1.76,0.90,0.321,1.99 (外葉あり) 0.176,0.101,0.0251,0.174 (外葉なし)(米国)]
芽キャベツ	5	5		5		
ケール	40	40	○			(きょうな参照)
こまつな	15	15	○			1.0,9.2(＄)
きょうな	40	40	○			8.5,24.6(＄)
チンゲンサイ	40	40	○			(きょうな参照)
カリフラワー	5	5		5		
ブロッコリー	5	5	○	5		2.8,2.4 【0.804,1.29,2.13,0.187】
その他のあぶらな科野菜	40	40	○	5		(きょうな参照)
ごぼう	1	1	○	1		
サルシフィー	1	1		1		
アーティチョーク	5	5		5		
チコリ	30	30		0.3		
エンダイブ	30	30.0	○		30.0 アメカ	【米国のレタス、リーフレタ ス、セロリ及びびほうれん草 参照】
しゅんぎく	30	30.0	○		30.0 アメカ	【米国のレタス、リーフレタ ス、セロリ及びびほうれん草 参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	30.0	○	3	30.0 アメカ	[2.49,3.37,3.43,3.77,2.47, 4.70,3.39,2.11(レタス) (米国)]
その他のきく科野菜	70	50	○	70		[6.1,3.5,4.4,10.0,8.2,4.9, 13.5,2.7(リーフレタス) (米国)]

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たまねぎ	10	1.0	○	10		1.10,2.42 0.83(\$),0.13
ねぎ(リーキを含む。)	10	10	○	10		
にんにく	10	0.1	○	10		
にら	70	5	○	70		
アスパラガス	2	2	○	0.01		
わけぎ	10	10	○	10		
その他のゆり科野菜	50	50	○	10		
にんじん	1	1	○	1		【2.1,3.8,9.1,3.2,2.3,4.6,5. 6,2.2(米国)】
パースニップ	1	1	○	1		
パセリ	70	30.0	○	70		
セロリ	30	30.0	○	5		
みつば	5	5	○			
その他のせり科野菜	70	50	○	70		
トマト	3	3	○	3		1.18,1.28
ピーマン	3	3	○	3		
なす	3	3	○	3		
その他のなす科野菜	30	30	○	3		
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	1		<0.20(#),0.48(#)(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1	○	1		
しろうり	1	1	○	1		
すいか	1	1	○			
メロン類果実	1	1	○			
まくわうり	1	1	○			
その他のうり科野菜	1	1	○	1		
ほうれんそう	30	30.0			30.0 アメカ	【2.28,18.5,8.25,2.81,23.0, 13.6,12.5,16.6,2.10,1.9,6, 14,5.0,7.7,12.0(米国)】 1.22,1.06 0.013,0.058(\$) 0.28,1.30(\$)(さやえんどう) 【米国の未成熟豆類参照】 【米国の未成熟豆類参照】 2.32(\$),0.47
オクラ	3	3	○	3		
しょうが	0.3	0.3	○			
未成熟えんどう	3	3	○	3	3.0 アメカ	
未成熟いんげん	3	3	○	3	3.0 アメカ	
えだまめ	5	5	○	3		
しいたけ	3			3		
その他のきのこ類	3			3		
その他の野菜	70	50	○	70		
みかん	1	1.0				収穫後使用に係る作物残 留試験に基づき設定 収穫後使用に係る作物残 留試験に基づき設定 収穫後使用に係る作物残 留試験に基づき設定 収穫後使用に係る作物残 留試験に基づき設定 収穫後使用に係る作物残 留試験に基づき設定 収穫後使用に係る作物残 留試験に基づき設定
なつみかんの果実全体	10	2		15	10 アメカ	
レモン	10	2		15	10 アメカ	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	2		15	10 アメカ	
グレープフルーツ	10	2		15	10 アメカ	
ライム	10	2		15	10 アメカ	
その他のかんきつ類果実	10	2		15	10 アメカ	
りんご	2	2	○			0.98(#),0.14(#)
日本なし	2	2	○			0.60(\$),0.36/0.68(\$),0.35
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
びわ	0.1	0.1	○			0.014,0.017(\$)
もも	0.05	0.05	○			<0.01,0.01
ネクタリン	3	3	○	2		0.5,1.4(\$)
あんず(アプリコットを含む。)	2	2	○	2		
すもも(ブルーベリーを含む。)	2	2	○	2		
うめ	2	2	○	2		0.6,0.7
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○	2		1.30(\$),0.47

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご	10	10	○	10		
ラズベリー	5	5.0		5		
ブラックベリー	5	5.0		5		
ブルーベリー	5	5		5		
クランベリー	0.5	0.5		0.5		
ハuckleベリー	5	5		5		
その他のベリー類果実	5	5.0		5		
ぶどう	10	10	○	2		4.22(#)(\$), 1.68(#)
かき	1	1	○			0.05, 0.36(\$)
バナナ	3	3	○	2		1.33, 0.72
パンパイヤ	2	2.0		0.3	2.0	【0.16, 0.49(米国)】
アボカド	1	1				
グアバ	0.3	0.3	○			0.03(#), 0.08(#)(\$)
マンゴー	1	1	○	0.7		0.5, 0.4
パッションフルーツ	1	1	○			0.33, 0.30
その他の果実	3	3	○			
ひまわりの種子	0.5			0.5		
べにばなの種子	0.5	0.5		0.5	アメリカ	【<0.01, 0.01(キヤノーラ 米国)】
綿実	0.7	0.7		0.7		
なたね	1	1		1.0	カナダ	【0.05, 0.03, <0.01, 0.01 (カナダ)】
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.02	0.02		0.01		
ペカン	0.02	0.02		0.01		
アーモンド	0.02	0.02		0.01		
くるみ	0.02	0.02		0.01		
その他のナッツ類	1	1		1		
茶	10	10	○			4.75(\$), 2.62, 0.80, 3.46
コーヒー豆	0.05	0.05		0.05	ブラジル	【<0.01(ブラジル)】
ホップ	30	30	○	30		
その他のスパイス	70	30		70		
その他のハーブ	70	70	○	70		
牛の筋肉	0.05	0.01		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.01		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.01		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.07	0.07		0.07		
豚の肝臓	0.07	0.07		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	0.07		0.07		
牛の腎臓	0.07	0.07		0.07		
豚の腎臓	0.07	0.07		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.07		0.07		
牛の食用部分	0.07	0.07		0.07		
豚の食用部分	0.07	0.07		0.07		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.07		0.07		
乳	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉 その他の家さんの筋肉	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の卵 その他の家さんの卵	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
魚介類	0.08	0.08				【推:0.0705】
どうもろこし油(注1に限る。)	0.1			0.1		
とうがらし(乾燥させたもの)	30			30		
乾燥ハーブ	300			300		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

アゾキシストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.2
小麦	0.3
大麦	0.5
ライ麦	0.3
とうもろこし	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.5
大豆	0.5
小豆類 ^{注2)}	0.5
えんどう	0.5
そら豆	0.5
らっかせい	0.2
その他の豆類 ^{注3)}	0.5
ばれいしょ	1
さといも類(やつがしらを含む。)	1
かんしょ	1
やまいも(長いもをいう。)	1
こんにゃくいも	1
その他のいも類 ^{注4)}	1
てんさい	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	50
かぶ類の根	1
かぶ類の葉	15
西洋わさび	1
クレソン	70
はくさい	3
キャベツ	5
芽キャベツ	5
ケール	40
こまつな	15
きょうな	40
チンゲンサイ	40
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	40
ごぼう	1
サルシフィー	1
アーティチョーク	5
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	30
その他のきく科野菜 ^{注6)}	70
たまねぎ	10
ねぎ(リーキを含む。)	10
にんにく	10
にら	70
アスパラガス	2
わけぎ	10
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	50
にんじん	1
パースニップ	1
パセリ	70
セロリ	30
みつば	5
その他のせり科野菜 ^{注8)}	70

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

アゾキシストロビン

食品名	残留基準値
	ppm
トマト	3
ピーマン	3
なす	3
その他のなす科野菜 ^{注9)}	30
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1
しろうり	1
すいか	1
メロン類果実	1
まくわうり	1
その他のうり科野菜 ^{注10)}	1
ほうれんそう	30
オクラ	3
しょうが	0.3
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	3
えだまめ	5
しいたけ	3
その他のきのこ類 ^{注11)}	3
その他の野菜 ^{注12)}	70
みかん	1
なつみかんの果実全体	10
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注13)}	10
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
びわ	0.1
もも	0.05
ネクタリン	3
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	3
いちご	10
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
ブルーベリー	5
クランベリー	0.5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実 ^{注14)}	5
ぶどう	10
かき	1
バナナ	3
パパイヤ	2
アボカド	1
グアバ	0.3
マンゴー	1
パッションフルーツ	1
その他の果実 ^{注15)}	3
ひまわりの種子	0.5
べにばなの種子	0.5
綿実	0.7
なたね	1

注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

アノキシストロピン

食品名	残留基準値
	ppm
ぎんなん	0.01
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注16)}	1
茶	10
コーヒー豆	0.05
ホップ	30
その他のスパイス ^{注17)}	70
その他のハーブ ^{注18)}	70
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.07
豚の肝臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07
牛の腎臓	0.07
豚の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07
牛の食用部分 ^{注20)}	0.07
豚の食用部分	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.08
どうもろこし油(注22に限る。)	0.1
とうがらし(乾燥させたもの)	30
乾燥ハーブ	300

注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

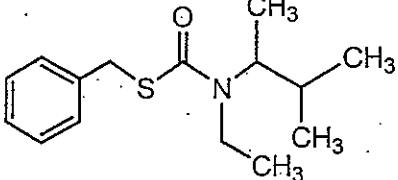
注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注22)食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用どうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

エスプロカルブ (Esprocarb)

審議の対象	農業の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	チオカルバメート系除草剤である。作用機構は、十分に解明されていないが、他のチオカルバメート系除草剤と同様に対象雑草に吸収された後、細胞分裂阻害、特に蛋白質合成阻害により生育を抑制又は停止させることで、枯死させるものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	移植水稻／水田一年性雑草、小麦／一年生雑草										
我が国の登録状況	移植水稻、小麦等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日許容摂取量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口投与) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エスプロカルブとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="558 1512 1412 1780"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	5.4	幼小児 (1~6歳)	9.3	妊婦	5.0	高齢者 (65歳以上)	5.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	5.4										
幼小児 (1~6歳)	9.3										
妊婦	5.0										
高齢者 (65歳以上)	5.0										
意見聴取の状況	平成24年9月21日~10月20日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#), <0.005(#)/<0.005(#), <0.005(#)
小麦	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01/<0.01(#)/ <0.01(#), <0.01(#)
大麦	0.05		申			<0.01(#), <0.01(#), <0.01(#)/ <0.01, <0.01, <0.01
魚介類	0.2	0.2				推:0.197

○:既に、国内において農業登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

推:推定される残留量であることを示す

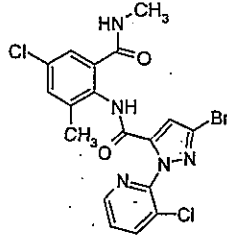
答申(案)

(別紙2)

エスプロカルブ

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.02
小麦	0.05
大麦	0.05
魚介類	0.2

クロラントラニリプロール (Chlorantraniliprole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	カカオ豆の検査部位を変更するもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	アントラニリックジアミド系殺虫剤である。鱗翅目、双翅目、鞘翅目及び半翅目昆虫の筋小胞体膜のカルシウムチャンネル（リアノジン受容体）に作用してカルシウムイオンを放出させ、筋収縮を起こすことにより殺虫効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	レタス/ヨトウムシ、おうとう/ケムシ類 等										
我が国の登録状況	レタス、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2008年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は穀類、葉菜類、果菜類、仁果類果実、核果類果実等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、びわ等に、カナダにおいてりんご、あんず等に、EUにおいてりんご、ナッツ類等に、オーストラリアにおいてぶどう、レタス等に、ニュージーランドにおいてアボカド、ばれいしょ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日許容摂取量 (ADI) 0.26 mg/kg 体重/day [設定根拠] 18か月間 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 26.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：クロラントラニリプロールとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="582 1630 1396 1854"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>31.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>19.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	18.0	幼小児 (1~6歳)	31.1	妊婦	14.1	高齢者 (65歳以上)	19.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	18.0										
幼小児 (1~6歳)	31.1										
妊婦	14.1										
高齢者 (65歳以上)	19.9										
意見聴取の状況	平成23年12月27日に在京大使館への説明を実施 平成24年2月10日~4月10日WTO通報を実施 平成24年3月23日~4月21日パブリックコメントを実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○・IT			<0.01, <0.01
小麦	0.02			0.02		
大麦	0.02			0.02		
ライ麦	0.02			0.02		
とうもろこし	0.6		IT	0.6		
そば	0.02			0.02		
その他の穀類	0.02			0.02		
大豆	0.2	0.2	○			
小豆類	2		IT	2.0	アメリカ	【0.024(#)-0.30(#)(n=18)(米国グリーンビーン)】
えんどう	2		IT	2.0	アメリカ	【米国グリーンビーン、Polebean参照】
そら豆	2		IT	2.0	アメリカ	【米国グリーンビーン、Polebean参照】
らっかせい	2		IT	2.0	アメリカ	【米国グリーンビーン、Polebean参照】
その他の豆類	2		IT	2.0	アメリカ	【3.080(#), 11.036(#)(米国Polebean)】
ぼれいしょ	0.02	0.01		0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02			0.02		
かんしょ	0.02			0.02		
やまいも(長いもをいう。)	0.02			0.02		
こんにゃくいも	0.02			0.02		
その他のいも類	0.02			0.02		
てんさい	0.02			0.02		
さとうきび	14		IT	14	アメリカ	【0.69(#)-12.04(#)(n=21)(米国とうもろこし茎葉参照)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05		申	0.02		<0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	20		申	20		1.78, 1.29
かぶ類の根	0.2		申	0.02		0.02, 0.03(\$)
かぶ類の葉	20		申	20		3.21, 3.36
西洋わさび	0.02			0.02		
クレソン	20	13		20		
はくさい	20	4.0	○	20		
キャベツ	4	4.0	○	4.0	アメリカ	【0.033-1.1(n=10)(外葉あり)(米国)】
芽キャベツ	4	4.0		4.0	アメリカ	【0.037-0.078(n=3)(外葉なし)(米国)】
ケール	20	11		20		【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
こまつな	20	11	○	20		
きょうな	20	11	○	20		
チンゲンサイ	11	11	○	11	アメリカ	【米国からしな参照】
カリフラワー	4	4.0	○	4.0	アメリカ	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ブロッコリー	4	4.0	○	4.0	アメリカ	【0.12(#)-0.67(#)(n=9)(米国)】
その他のあぶらな科野菜	20	11		20		【1.2(#)-5.6(#)(n=8)(米国からしな)】
ごぼう	0.02			0.02		
サルシフィー	0.02			0.02		
アーティチョーク	4		IT	4.0	アメリカ	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
チコリ	20			20		
エンダイブ	20	13		20		
しゅんぎく	20	13		20		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	13	○	20		【0.012(#)-2.4(#)(n=10)(外葉あり)(米国レタス)】
その他のさく科野菜	20	13		20		【0.043(#)-0.47(#)(n=3)(外葉なし)(米国レタス)】
						【3.2(#)-6.2(#)(n=7)(米国リーフレタス)】
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.21, 0.66(\$)
アスパラガス	13		IT	13	アメリカ	【米国レタス、リーフレタス、セロリ参照】
にんじん	0.02			0.02		
パースニップ	0.02			0.02		
パセリ	13	13		13	アメリカ	【米国レタス、リーフレタス、セロリ参照】
						【0.99(#)-3.6(#)(n=7)(外葉あり)(米国)】
セロリ	13	13		7	アメリカ	【0.19(#)-2.5(#)(n=3)(外葉なし)(米国)】
その他のせり科野菜	13	13		0.02	アメリカ	【米国レタス、リーフレタス、セロリ参照】

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	0.7	0.7	○	0.6	0.7 ¹⁾ アメリカ	【0.018(#)-0.18(#)(n=20)(米国)】 【0.013(#)-0.18(#)(n=11)(米国)】 0.06, 0.26(\$)
ピーマン	1	0.7	IT	0.6	1 ¹⁾ EU	
なす	0.7	0.7	○	0.6		
その他のなす科野菜	20	0.7		20		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.3		0.05, 0.07
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.25		0.3		
しろうり	0.3	0.25		0.3		
すいか ^{*1}		0.25		0.3		
すいか	0.1					
メロン類果実 ^{*1}		0.25		0.3		
メロン類果実	0.1					
まくわり	0.1	0.25		0.3		
その他のうり科野菜	20	0.25		20		
ほうれんそう	20	13		20		
オクラ	0.6		IT	0.6		
えだまめ	1	1	○			
マッシュルーム	0.6			0.6		
しいたけ	0.6			0.6		
その他のきのこ類	0.6			0.6		
その他の野菜	20	13		20		
みかん			IT			【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】
なつみかんの果実全体	1		IT		1.4 ¹⁾ アメリカ	
レモン	1		IT		1.4 ¹⁾ アメリカ	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1		IT		1.4 ¹⁾ アメリカ	
グレープフルーツ	1		IT		1.4 ¹⁾ アメリカ	
ライム	1		IT		1.4 ¹⁾ アメリカ	
その他のかんきつ類果実	1		IT		1.4 ¹⁾ アメリカ	
りんご	1	1	○・IT	0.4	1.2 ¹⁾ アメリカ	
日本なし	1	0.5	○・#・IT	0.4	1.2 ¹⁾ アメリカ	【米国西洋なし参照】
西洋なし	1	0.5	○・#・IT	0.4	1.2 ¹⁾ アメリカ	【0.016(#)-0.13(#)(n=11)(米国)】
マルメロ	1	0.3	IT	0.4	1.2 ¹⁾ アメリカ	【米国りんご及び西洋なし参照】
びわ	0.3	0.3	IT			
もも ^{*2}		1.0	○・IT	1	4.0 ¹⁾ アメリカ	【0.0639(#)-0.891(#)(n=23)(米国)】 【米国もも、すもも、おうとう参照】 【米国もも、すもも、おうとう参照】 【0.004(#)-0.076(#)(n=17)(米国)】 0.38, 0.23 【0.056(#)-0.57(#)(n=12)(米国)】
もも	0.4					
ネクタリン	4	1.0	○・IT	1	4.0 ¹⁾ アメリカ	
あんず(アプロコットを含む。)	4	1.0	申・IT	1	4.0 ¹⁾ アメリカ	
すもも(プルーンを含む。)	4	1.0	○・IT	1	4.0 ¹⁾ アメリカ	
うめ	1			1		
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○	1		
いちご	1	0.7	○・IT		1 ¹⁾ アメリカ	0.23, 0.30 【0.049(#)-0.436(#)(n=2)(米国ブラックベリー)】 【0.0902(#)-0.513(#)(n=6)(米国ラズベリー)】
その他のベリー類果実	3		IT		2.5 ¹⁾ アメリカ	
ぶどう	2	1.2	○	1		0.16, 0.51(\$) 【0.0408(#)-0.522(#)(n=23)(米国)】
かき	4		申・IT		4.0 ¹⁾ アメリカ	【米国核果類、仁果類参照】
バナナ	4		IT		4.0 ¹⁾ アメリカ	【米国核果類、仁果類参照】
パパイヤ	2		IT		2.0 ¹⁾ アメリカ	【米国核果類、仁果類参照】
アボカド	4		IT		4.0 ¹⁾ アメリカ	【米国核果類、仁果類参照】
パイナップル	2		IT		1.5 ¹⁾ アメリカ	【米国核果類、仁果類参照】
グアバ	4		IT		4.0 ¹⁾ アメリカ	【米国核果類、仁果類参照】
マンゴー	4		IT		4.0 ¹⁾ アメリカ	【米国核果類、仁果類参照】
パッションフルーツ	2		IT		2.0 ¹⁾ アメリカ	【米国核果類、仁果類参照】
その他の果実	4		IT	0.6	4.0 ¹⁾ アメリカ	【米国核果類、仁果類参照】
ごまの種子	0.3		IT		0.3 ¹⁾ アメリカ	【米国綿実参照】
綿実	0.3	0.3		0.3	0.30 ¹⁾ アメリカ	【0.005-0.34(n=14)(米国)】
なたね	0.3		IT		0.3 ¹⁾ アメリカ	【米国綿実参照】
その他のオイルシード	0.3		IT		0.3 ¹⁾ アメリカ	【米国綿実参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり	0.04		IT		0.04 ¹ アメリカ	【米国アーモンド及びびべカン参照】
べカン	0.04		IT		0.04 ¹ アメリカ	【0.003(#)-0.015(#)(n=6)(米国)】
アーモンド	0.04		IT		0.04 ¹ アメリカ	【0.004(#)-0.008(#)(n=6)(米国)】
くるみ	0.04		IT		0.04 ¹ アメリカ	【米国アーモンド及びびべカン参照】
その他のナッツ類	0.04		IT		0.04 ¹ アメリカ	【米国アーモンド及びびべカン参照】
茶	50	50	○			29.8,38.6(荒茶)
コーヒー豆	0.4		IT		0.4 ¹ アメリカ	【0.098(#)-0.205(#)(n=4)(米国)】
カカオ豆	※0.08		IT		0.08 ¹ アメリカ	【米国アーモンド及びびべカン参照】
ホップ	90		IT		90 ¹ アメリカ	【0.11(#)-7.9(#)(n=25)(米国7MF7MF7参照)】
その他のスパイス	14		IT		14 ¹ アメリカ	【米国7MF7MF7参照】
その他のハーブ	25		IT		25 ¹ アメリカ	【米国7MF7MF7参照】
牛の筋肉	0.05	0.01	IT		0.05 ¹ アメリカ	推:0.02
豚の筋肉	0.05	0.01	IT		0.05 ¹ アメリカ	(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.01	IT		0.05 ¹ アメリカ	(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.3	0.01	IT	0.01	0.3 ¹ アメリカ	推:0.12
豚の脂肪	0.3	0.01	IT	0.01	0.3 ¹ アメリカ	(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.01	IT	0.01	0.3 ¹ アメリカ	(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.3	0.01	IT	0.01	0.3 ¹ アメリカ	推:0.10
豚の肝臓	0.3	0.01	IT	0.01	0.3 ¹ アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.01	IT	0.01	0.3 ¹ アメリカ	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.2	0.01	IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	推:0.07
豚の腎臓	0.2	0.01	IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.01	IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.2	0.01	IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.2	0.01	IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.01	IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	(牛の肝臓参照)
乳	0.05	0.01	IT	0.01	0.05 ¹ アメリカ	推:0.01
鶏の筋肉	0.02		IT		0.02 ¹ アメリカ	推:<0.01
その他の家きんの筋肉	0.02		IT		0.02 ¹ アメリカ	(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.01		IT	0.01	0.01 ¹ アメリカ	推:<0.01
その他の家きんの脂肪	0.01		IT	0.01	0.01 ¹ アメリカ	(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.02		IT	0.01	0.02 ¹ アメリカ	推:<0.01
その他の家きんの肝臓	0.02		IT	0.01	0.02 ¹ アメリカ	(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.02		IT	0.01	0.02 ¹ アメリカ	(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.02		IT	0.01	0.02 ¹ アメリカ	(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.02		IT	0.01	0.02 ¹ アメリカ	(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.02		IT	0.01	0.02 ¹ アメリカ	(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.2		IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	推:0.09
その他の家きんの卵	0.2		IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	(鶏の卵参照)
魚介類	0.05	0.05	IT			推:0.05
とうがらし(乾燥させたもの)	5			5		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※1 すいか及びメロン類果実の基準値については、果皮を含む全果実に適用するものとする。

※2 ももの基準値については、果皮を含む全果実(核を除く。)に適用するものとする。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

※すいか、メロン類果実、まくわうりにおいては、国際基準の残留基準に加工係数0.3(可食部係数、果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

※ももにおいては、米国の残留基準に国内残留試験より算出した加工係数0.1を乗じた値を基準値案とした。

※カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。

クロラントラニプロール

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.02
大麦	0.02
ライ麦	0.02
とうもろこし	0.6
そば	0.02
その他の穀類 ^{注1)}	0.02
大豆	0.2
小豆類 ^{注2)}	2
えんどう	2
そら豆	2
らっかせい	2
その他の豆類 ^{注3)}	2
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしょ	0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.02
こんにやくいも	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
てんさい	0.02
さとうきび	14
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	20
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.02
クレソン	20
はくさい	20
キャベツ	4
芽キャベツ	4
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チンゲンサイ	11
カリフラワー	4
ブロッコリー	4
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	20
ごぼう	0.02
サルシフィー	0.02
アーティチョーク	4
チコリ	20
エンダイブ	20
しゅんぎく	20
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20
その他のきく科野菜 ^{注6)}	20
ねぎ(リーキを含む。)	2
アスパラガス	13
にんじん	0.02
パースニップ	0.02
パセリ	13
セロリ	13
その他のせり科野菜 ^{注7)}	13

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

クロラントラニプロール

食品名	残留基準値
	ppm
トマト	0.7
ピーマン	1
なす	0.7
その他のなす科野菜 ^{注8)}	20
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
しろうり	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜 ^{注9)}	20
ほうれんそう	20
オクラ	0.6
えだまめ	1
マッシュルーム	0.6
しいたけ	0.6
その他のきのこ類 ^{注10)}	0.6
その他の野菜 ^{注11)}	20
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	1
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ	0.3
もも	0.4
ネクタリン	4
あんず(アブリコットを含む。)	4
すもも(ブルーンを含む。)	4
うめ	1
おうとう(チェリーを含む。)	1
いちご	1
その他のベリー類果実 ^{注13)}	3
ぶどう	2
かき	4
バナナ	4
パパイヤ	2
アボカド	4
パイナップル	2
グアバ	4
マンゴー	4
パッションフルーツ	2
その他の果実 ^{注14)}	4
ごまの種子	0.3
綿実	0.3
なたね	0.3
その他のオイルシード ^{注15)}	0.3
くり	0.04

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

クロラントラニプロール

食品名	残留基準値
	ppm
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.04
茶	50
コーヒー豆	0.4
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.08
ホップ	90
その他のスパイス ^{注17)}	14
その他のハーブ ^{注18)}	25
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注20)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.05
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2
魚介類	0.05
とうがらし(乾燥させたもの)	5

注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※1 すいか、メロン類果実の基準値については、果皮を除去したものに適用するものとする。

※2 ももの基準値については、果皮及び種子を除去したものに適用するものとする。

シエノピラフェン (Cyenopyrafen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	プロペンニトリル骨格を有する殺ダニ剤である。作用機構として、代謝生成物がミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱに結合し、コハク酸からコエンザイムQへの電子の流れを阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	かんきつ/ミカンハダニ、りんご/ハダニ類等										
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.05 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] ①2 年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 5.1 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>②23 日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口)</p> <p>無毒性量 5 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: シエノピラフェンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>29.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>16.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	13.8	幼小児 (1~6 歳)	29.1	妊婦	12.6	高齢者 (65 歳以上)	16.6
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	13.8										
幼小児 (1~6 歳)	29.1										
妊婦	12.6										
高齢者 (65 歳以上)	16.6										
意見聴取の状況	平成 24 年 9 月 21 日~10 月 20 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のきく科野菜	10	10	○			4.18,3.76(食用ぎく)
ピーマン	1	1	○			0.22,0.38(\$)
なす	0.7	0.7	○			0.08,0.22(\$)
その他のなす科野菜	5		申			2.57/2.70(ししとう)
きゅうり(ガーケンを含む。)	1	1	○			0.32(\$),0.08
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
みかん	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)/ <0.01,<0.01
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.70,0.32/0.52,0.90(#)
レモン	2	2	○			(なつみかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(なつみかん参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかん参照)
ライム	2	2	○			(なつみかん参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			(なつみかん参照)
りんご	2	2	○			0.38,0.76
日本なし	2	2	○			0.72(\$),0.15
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも	0.1	0.1	○			0.02,0.02
ネクタリン	1	1	○			0.21,0.36(\$)
あんず(アプレコットを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○			0.04(\$),<0.01
うめ	5	5	○			0.76,1.65(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.36,0.53(\$)
いちご	3	3	○			1.30,1.02
ぶどう	5	5	○			0.09,2.80(\$)
かき	0.7		申			0.26,0.21
その他の果実	2		申			0.36,0.70(いちじく)
茶	60	60	○			48.8(\$),5.0
その他のスパイス	15	15	○			6.41(\$),1.66(みかん果皮)
その他のハーブ	30		申			22.4,22.4(しそ)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

「基準値現行」欄には、平成23年11月29日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において決議された内容を示した。

シエノピラフェン

食品名	残留基準値
	ppm
その他のきく科野菜 ^{注1)}	10
ピーマン	1
なす	0.7
その他のなす科野菜 ^{注2)}	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	2
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
もも	0.1
ネクタリン	1
あんず(アプレコットを含む。)	5
すもも(プルーンを含む。)	0.2
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	3
ぶどう	5
かき	0.7
その他の果実 ^{注4)}	2
茶	60
その他のスパイス ^{注5)}	15
その他のハーブ ^{注6)}	30

注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パンペイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注6)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

シフルメトフェン (Cyflumetofen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	アシルアセトニトリル系殺ダニ剤である。作用機構は不明であるが、ハダニに対して選択的に作用すると考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	かんきつ/ミカンハダニ、きゅうり/ハダニ類 等										
我が国の登録状況	かんきつ、きゅうり等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.092 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 9.21 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シフルメトフェンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>72.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>27.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	28.5	幼小児 (1~6 歳)	72.2	妊婦	21.6	高齢者 (65 歳以上)	27.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	28.5										
幼小児 (1~6 歳)	72.2										
妊婦	21.6										
高齢者 (65 歳以上)	27.8										
意見聴取の状況	平成 24 年 7 月 30 日に在京大使館への説明を実施 平成 24 年 8 月 29 日~10 月 28 日 WTO 通報実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
やまいも(長いもをいう。)	0.2		申			<0.05,<0.05
その他のさく科野菜	25		申			16.8(\$),6.77(食用ぎく)
ピーマン	5		申			2.63,0.56
なす	2	5	○			0.59,0.46
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	3	○			0.38(\$),0.18
すいか	0.2	0.5	○			<0.05,<0.05
メロン類果実	0.2	1	○			<0.05,<0.05
その他のうり科野菜	0.5		申			0.20,<0.05(とうがん)
その他の野菜	70		申			53.4(\$),40.3(モロヘイヤ)
みかん	0.2	0.5	○			<0.05,<0.05
なつみかんの果実全体	5	5	○			2.21(#)\$,0.37
レモン	10	10	○			(その他のかんきつ参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○			(その他のかんきつ参照)
グレープフルーツ	10	10	○			(その他のかんきつ参照)
ライム	10	10	○			(その他のかんきつ参照)
その他のかんきつ類果実	10	10	○			4.14(すだち)/3.10(かぼす)
りんご	2	3	○			0.95(\$),0.50
日本なし	2	3	○			0.94(\$),0.41
西洋なし	2	3	○			(日本なし参照)
びわ	0.3		申			0.06,0.06
もも	0.2	0.5	○			<0.05,<0.05
ネクタリン	2	2	○			0.90,0.77
あんず(アプロコットを含む。)	10	10	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	1	1	○			0.36(\$),<0.05
うめ	10	10	○			3.80(\$),2.07
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			3.28(\$),2.48
いちご	2	3	○			1.00,0.90
ぶどう	3		申			1.39(\$),0.44
その他の果実	2	3	○			0.95,0.92(いちじく)
茶	15	20	○			10.0(\$),1.9
その他のスパイス	20	20	○			10.16(\$),4.65(みかん果皮)
その他のハーブ	0.05		申			<0.01,<0.01(#)(みょうが)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

シフルメトフェン

食品名	残留基準値 ppm
やまいも(長いもをいう。)	0.2
その他のきく科野菜 ^{注1)}	25
ピーマン	5
なす	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
その他のうり科野菜 ^{注2)}	0.5
その他の野菜 ^{注3)}	70
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	5
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	10
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
びわ	0.3
もも	0.2
ネクタリン	2
あんず(アプレコットを含む。)	10
すもも(プルーンを含む。)	1
うめ	10
おうとう(チェリーを含む。)	10
いちご	2
ぶどう	3
その他の果実 ^{注5)}	2
茶	15
その他のスパイス ^{注6)}	20
その他のハーブ ^{注7)}	0.05

※今回基準値を設定するシフルメトフェンとは、シフルメトフェンのみをいう。

注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

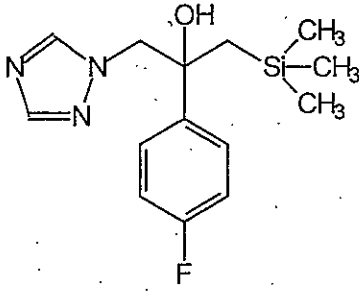
注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

シメコナゾール (Simeconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。菌類の細胞膜成分であるエルゴステロールの生合成系において、ラノステロールの C ₁₄ 位脱メチル化を阻害することで作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/紋枯病、りんご/うどんこ病 等										
我が国の登録状況	稲、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日許容摂取量 (ADI) 0.0085 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.85 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: シメコナゾールとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="571 1585 1388 1836"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>52.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	25.5	幼小児 (1~6 歳)	52.6	妊婦	22.8	高齢者 (65 歳以上)	28.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	25.5										
幼小児 (1~6 歳)	52.6										
妊婦	22.8										
高齢者 (65 歳以上)	28.8										
意見聴取の状況	平成24年9月21日~10月20日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02, 0.02
大豆	0.2	0.2	○			0.04, 0.04
こんにゃくいも	0.1		申			<0.01, 0.02(#)
ごぼう	0.3		申			0.10(\$), 0.01
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			0.05(#), <0.02(#)(根深ねぎ)
にんにく	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#)
トマト	0.2	0.2	○			
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○			0.06(#), 0.08(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○			<0.05(#), <0.05(#)
すいか	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#)
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#)
ほうれんそう	0.1		申			0.02, <0.01
みかん	0.1	0.1	○			<0.02(#), <0.02(#)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.06(#), 0.05(#)
レモン	0.3	0.3	○			(なつみかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3	○			(なつみかん参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(なつみかん参照)
ライム	0.3	0.3	○			(なつみかん参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			(なつみかん参照)
りんご	0.5	0.5	○			
日本なし	0.5	0.5	○			0.18, 0.06
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
もも	0.7	0.7	○			0.16, 0.30
ネクタリン	0.5	0.5	○			
あんず(アプリコットを含む。)	1	1	○			0.40, 0.28
すもも(プルーンを含む。)	0.3	0.3	○			
うめ	1	1	○			0.50, 0.39
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○			
いちご	3	3	○			
ぶどう	0.2	0.2	○			0.06(#), <0.02(#)
かき	0.2	0.2	○			<0.03(#), 0.06(#)
茶	10	10	○			2.5, 6.0
その他のスパイス	0.3	0.3	○			0.08(#), 0.08(#)(みかんの果皮)
魚介類	0.02	0.02				推:0.0102

○:既に、国内において農業登録のあるもの
 申:農業の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
 推:推定される残留量であることを示す

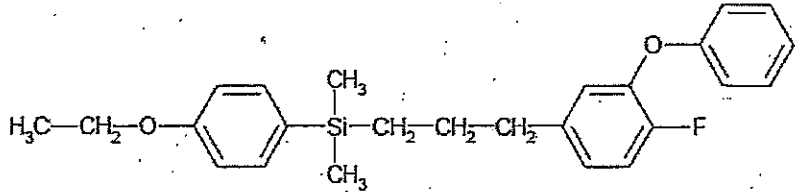
シメコナゾール

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.1
大豆	0.2
こんにゃくいも	0.1
ごぼう	0.3
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
にんにく	0.1
トマト	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
ほうれんそう	0.1
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	0.3
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも	0.7
ネクタリン	0.5
あんず(アプrikottを含む。)	1
すもも(プルーンを含む。)	0.3
うめ	1
おうとう(チェリーを含む。)	3
いちご	3
ぶどう	0.2
かき	0.2
茶	10
その他のスパイス ^{注2)}	0.3
魚介類	0.02

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

シラフルオフェン (Silaf luofen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び畜産物への基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ピレスロイド系の殺虫剤である。作用機構は昆虫の神経膜のナトリウムイオン透過性を変化させ、最終的に神経線維の伝導を抑制することにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/ウンカ類、だいず/カメムシ類										
我が国の登録状況	稲、だいず等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.11 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験② (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 11.0 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シラフルオフェンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1568 1396 1825"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>62.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>26.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	24.8	幼小児 (1~6 歳)	62.0	妊婦	25.4	高齢者 (65 歳以上)	26.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	24.8										
幼小児 (1~6 歳)	62.0										
妊婦	25.4										
高齢者 (65 歳以上)	26.8										
意見聴取の状況	平成 24 年 9 月 21 日～10 月 20 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.3	○			0.06(\$),0.02
大豆	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
かんしょ	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
えだまめ	2	2	○			0.56,0.51
その他の野菜	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(じゅんさい)
みかん	0.2	0.2	○			0.03(\$),<0.02
なつみかんの果実全体	3	3	○			
レモン	3	3	○			(その他のかんきつ類果実参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	3	○			(その他のかんきつ類果実参照)
グレープフルーツ	3	3	○			(その他のかんきつ類果実参照)
ライム	3	3	○			(その他のかんきつ類果実参照)
その他のかんきつ類果実	3	3	○			1.08(\$),0.80(ゆず)
りんご	3	3	○			1.06(\$),0.20
日本なし	1	1	○			0.42(#),0.26(#)
西洋なし	1	1	○			(日本なし参照)
もも	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
かき	2	2	○			0.72,0.30
茶	80	35	申・○			56.6(\$),42.9
その他のスパイス	10	10	○			5.32,3.10(みかんの果皮)
牛の筋肉	1		申			推:0.72
豚の筋肉	1		申			(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	1		申			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	10		申			推:8.35
豚の脂肪	10		申			(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	10		申			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	2		申			推:0.85
豚の肝臓	2		申			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2		申			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	1		申			推:0.40
豚の腎臓	1		申			(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1		申			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	2		申			(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	2		申			(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2		申			(牛の肝臓参照)
乳	2		申			推:0.98
鶏の筋肉	0.1		申			推:0.087
その他の家きんの筋肉	0.1		申			(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	1		申			推:0.82
その他の家きんの脂肪	1		申			(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.5		申			推:0.22
その他の家きんの肝臓	0.5		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.1		申			推:0.10
その他の家きんの腎臓	0.1		申			(鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.5		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.5		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	1		申			推:0.73
その他の家きんの卵	1		申			(鶏の卵参照)
魚介類	0.4	0.4				推:0.38

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

シラフルオフェン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.3
大豆	0.1
かんしょ	0.1
えだまめ	2
その他の野菜 ^{注1)}	0.1
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	3
レモン	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	3
りんご	3
日本なし	1
西洋なし	1
もも	0.1
かき	2
茶	80
その他のスパイス ^{注3)}	10
牛の筋肉	1
豚の筋肉	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の筋肉	1
牛の脂肪	10
豚の脂肪	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	10
牛の肝臓	2
豚の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	1
豚の腎臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1
牛の食用部分 ^{注5)}	2
豚の食用部分	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	2
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注6)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	1
その他の家きんの脂肪	1
鶏の肝臓	0.5
その他の家きんの肝臓	0.5
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.5
その他の家きんの食用部分	0.5
鶏の卵	1
その他の家きんの卵	1
魚介類	0.4

注1)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注6)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

チアメトキサム (Thiamethoxam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。また、カカオ豆の検査部位を変更するもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ネオニコチノイド系殺虫剤である。昆虫中枢神経系のニコチン性アセチルコリン受容体に作用することにより効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	だいず/カメムシ類、いんげんまめ/アブラムシ類等										
我が国の登録状況	だいず、いんげんまめ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2011年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は果菜類、葉菜類等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、ぶどう等に、カナダにおいて鶏卵、乳等に、EUにおいてアプリコット、にんじん等に、オーストラリアにおいてかんきつ類等に、ニュージーランドにおいてキウイ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.018 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 1.84 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：チアメトキサムとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>34.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>59.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>37.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	34.2	幼小児 (1~6歳)	59.4	妊婦	26.8	高齢者 (65歳以上)	37.0
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	34.2										
幼小児 (1~6歳)	59.4										
妊婦	26.8										
高齢者 (65歳以上)	37.0										
意見聴取の状況	平成24年9月21日~10月20日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.3	○			0.064(#)、0.100(#)
小麦	0.05	0.02		0.05		
大麦	0.4	0.3		0.4		
とうもろこし	0.05	0.02	○	0.05		
その他の穀類	0.02	0.02			0.02, アメリカ	【<0.01(n=9)(ソルガム)(米国)】
大豆	0.04	0.02	○	0.04		
小豆類	0.05	0.05	○	0.04		0.012、<0.005(いんげん)
えんどう	0.04	0.02		0.04		
そら豆	0.04	0.02		0.04		
らっかせい	0.02			0.02		
その他の豆類	0.04	0.02		0.04		
ばれいしょ	0.3	0.3	○	0.3		0.1(\$)、<0.005
さといも類(やつがしらを含む。)	0.3	0.3	○	0.3		0.14(#)、0.039(#)
かんしょ	0.3	0.03	○	0.3		
やまいも(長いもをいう。)	0.3		申	0.3		
こんにゃくいも	0.3	0.1	○	0.3		
その他のいも類	0.3			0.3		
てんさい	0.3	0.02	○	0.3		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3	0.2	○	0.3		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	3	3	○	3		1.32(#)\$、0.247(#)、 0.378(#)、0.358(#)
かぶ類の根	0.5	0.02	申	0.3		0.144(#)\$、0.088(#)
かぶ類の葉	10		申	3		1.98(#)、4.77(#)\$
西洋わさび	0.3	0.02		0.3		
クレソン	3	3		3		
はくさい	3	2	○	3		
キャベツ	5	2	○	5		
芽キャベツ	5	2		5		
ケール	3	3		3		
こまつな	5	5	○	3		2.10、1.58
きょうな	3	3	○	3		1.18(#)、0.93(#)
チンゲンサイ	5	5	○			2.82(#)、0.78(#)
カリフラワー	5	2	○	5		
ブロッコリー	5	2	○	5		
その他のあぶらな科野菜	5	5	○	5		
ごぼう	0.3	0.02		0.3		
サルシフィー	0.3	0.02		0.3		
アーティチョーク	0.5	0.45		0.5		
チコリ	3	3		3		
エンダイブ	3	3		3		
しゅんぎく	3	3	○	3		0.287、1.44(\$)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	3	○	3		1.36(#)、0.40(#)(サアガ菜)
その他のきく科野菜	3	3		3		
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.566、0.557
にら	2	2	○			0.74(#)\$、0.15(#)、0.38(#)
アスパラガス	0.1	0.02	申			0.010、0.018
わけぎ	10	10	○			3.96(#)\$、1.28(#)
にんじん	0.3	0.02	申	0.3		
パースニップ	0.3	0.02		0.3		
パセリ	3	3				
セロリ	1	0.7	○	1		
その他のせり科野菜	3	3		0.3		
トマト	2	2	○	0.7		0.79(\$)、0.17(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○	0.7		0.439、0.402
なす	0.7	0.5	○	0.7		
その他のなす科野菜	2	2	○	0.7		0.76(#)、0.34(#)(とうがらし)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○	0.5	1	0.172, 0.162
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.2		0.5	1	
しろうり	0.5	0.2		0.5	1	
すいか	0.2	0.2	○		1	0.046, 0.017
メロン類果実	0.3	0.3	○		1	0.064(\$), 0.023
まくわうり	0.2	0.2			1	
その他のうり科野菜	3	0.5	○	3	1	
ほうれんそう	10	10	○	3	1	4.02(\$), 0.96
オクラ	0.7	0.7	○	0.7	1	0.30, 0.21
未成熟えんどう	0.3	0.02	申	0.01	1	0.06, 0.054(実えんどう)
未成熟いんげん	0.3	0.3	○	0.01	1	0.071, 0.053
えだまめ	0.3	0.3	○	0.01	1	0.090(#), 0.025(#)
マッシュルーム	0.7			0.7	1	
しいたけ	0.7			0.7	1	
その他のきのこ類	0.7			0.7	1	
その他の野菜	3	3	○	3	1	
みかん	0.3	0.3	○		1	0.04, 0.008, 0.094(#), 0.08
なつみかんの果実全体	1	1	○	0.5	1	0.48(#)(\$), 0.22
レモン	1	1	○	0.5	1	(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1	○	0.5	1	(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1	1	○	0.5	1	(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	1	○	0.5	1	(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○	0.5	1	(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.3	0.3	○	0.3	1	0.092(#), 0.044(#)
日本なし	1	1	○	0.3	1	0.32(\$), 0.14
西洋なし	1	1	○	0.3	1	(日本なし参照)
マルメロ	0.3	0.2		0.3	1	
びわ	0.2	0.2			1	
もも	0.5	0.5	○		1	0.14, 0.12
ネクタリン	1	0.5		1	1	
あんず(アブリコットを含む。)	3	3	○	1	1	(ウメ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	1	0.5	○	1	1	
うめ	3	3	○	1	1	1.080(\$), 0.089
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	1	1	1.62(\$), 1.36
いちご	2	2	○	0.5	1	0.014(#), <0.005(#) / 0.802(#), 0.427(#)
ラズベリー	0.5	0.35		0.5	1	
ブラックベリー	0.5	0.35		0.5	1	
ブルーベリー	0.5	0.2		0.5	1	
クランベリー	0.5	0.02		0.5	1	
ハuckleベリー	0.5	0.2		0.5	1	
その他のベリー類果実	0.5	0.35		0.5	1	
ぶどう	2	2	○	0.5	1	0.943, 0.540
かき	1	1	○		1	0.320(\$), 0.164
バナナ	0.7	0.7	○	0.02	1	0.28, 0.19
パパイヤ	0.01			0.01	1	
パイナップル	0.01			0.01	1	
グアバ	0.2	0.2	○		1	0.03(\$), 0.02
マンゴー	0.2	0.2	○		1	0.03(\$), 0.02
その他の果実	2	2	○	0.7	1	0.56(\$), 0.43(いちじく)
ひまわりの種子	0.02			0.02	1	
ごまの種子	0.02			0.02	1	
べにばなの種子	0.02			0.02	1	
綿実	0.1	0.1		0.02	0.10 ｱﾘｶ	【<0.01-0.14(n=22)(米国)】
なたね	0.02	0.02		0.02	0.02 ｱﾘｶ	【<0.01-0.025(n=19)(米国)】
その他のオイルシード	0.02			0.02	1	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
ペカン	0.02	0.02		0.01	0.02	アメリカ	【<0.01(n=5)(米国)】
その他のナッツ類	0.02			0.02			
茶	20	15	○	20			【<0.025-0.0548(n=3) (米国)】
コーヒー豆	0.2	0.05		0.2			
カカオ豆	※0.02			0.02			
ホップ	0.1	0.1			0.10	アメリカ	
その他のスパイス	5	5	○				0.651、0.74 / 0.47、0.58 / 1.99(\$) / 1.12(#) / 1.36(#) / 1.00(みかん果皮)
その他のハーブ	5	5	○				
牛の筋肉	0.02	0.01		0.02			
豚の筋肉	0.02	0.01		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.01		0.02			
牛の脂肪	0.02	0.01		0.02			
豚の脂肪	0.02	0.01		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.01		0.02			
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01			
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01			
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01			
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01			
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01			
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01			
乳	0.05	0.01		0.05			
鶏の筋肉	0.01			0.01			
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01			
鶏の脂肪	0.01			0.01			
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01			
鶏の肝臓	0.01			0.01			
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01			
鶏の腎臓	0.01			0.01			
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01			
鶏の食用部分	0.01			0.01			
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01			
鶏の卵	0.01			0.01			
その他の家きんの卵	0.01			0.01			
とうがらし(乾燥させたもの)	7			7			

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

※カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。

チアトキサム

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.3
小麦	0.05
大麦	0.4
とうもろこし	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.02
大豆	0.04
小豆類 ^{注2)}	0.05
えんどう	0.04
そら豆	0.04
らっかせい	0.02
その他の豆類 ^{注3)}	0.04
ばれいしょ	0.3
さといも類(やつがしらを含む。)	0.3
かんしょ	0.3
やまいも(長いもをいう。)	0.3
こんにやくいも	0.3
その他のいも類 ^{注4)}	0.3
てんさい	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)	3
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	10
西洋わさび	0.3
クレソン	3
はくさい	3
キャベツ	5
芽キャベツ	5
ケール	3
こまつな	5
きょうな	3
チンゲンサイ	5
カリフラワー	5
ブロッコリー	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	5
ごぼう	0.3
サルシフィー	0.3
アーティチョーク	0.5
チコリ	3
エンダイブ	3
しゅんぎく	3
レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)	3
その他のきく科野菜 ^{注6)}	3
ねぎ(リーキを含む。)	2
にら	2
アスパラガス	0.1
わけぎ	10
にんじん	0.3
パースニップ	0.3
パセリ	3
セロリ	1
その他のせり科野菜 ^{注7)}	3
トマト	2
ピーマン	1
なす	0.7
その他のなす科野菜 ^{注8)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろりり	0.5
すいか	0.2
メロン類果実	0.3
まくわうり	0.2
その他のうり科野菜 ^{注9)}	3

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルダピア豆、バター豆、ペギア豆、ホフイ豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

チアオキサム

食品名	残留基準値
	ppm
ほうれんそう	10
オクラ	0.7
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	0.3
えだまめ	0.3
マッシュルーム	0.7
しいたけ	0.7
その他のきのこ類 ^{注10)}	0.7
その他の野菜 ^{注11)}	3
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	1
りんご	0.3
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.3
びわ	0.2
もも	0.5
ネクタリン	1
あんず(アブリコットを含む。)	3
すもも(プルーンを含む。)	1
うめ	3
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	2
ラズベリー	0.5
ブラックベリー	0.5
ブルーベリー	0.5
クランベリー	0.5
ハックルベリー	0.5
その他のベリー類果実 ^{注13)}	0.5
ぶどう	2
かき	1
バナナ	0.7
パパイヤ	0.01
パイナップル	0.01
グアバ	0.2
マンゴー	0.2
その他の果実 ^{注14)}	2
ひまわりの種子	0.02
ごまの種子	0.02
べにばなの種子	0.02
綿実	0.1
なたね	0.02
その他のオイルシード ^{注15)}	0.02
ペカン	0.02
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.02
茶	20
コーヒー豆	0.2
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.02
ホップ	0.1
その他のスパイス ^{注17)}	5
その他のハーブ ^{注18)}	5

注10)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

チアトキサム

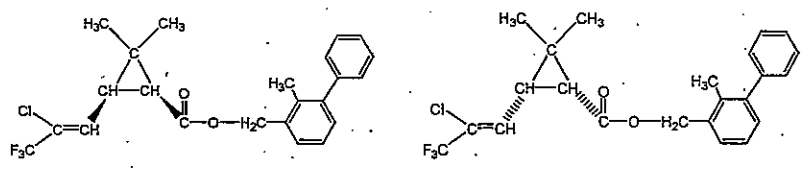
食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注20)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.05
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
とうがらし(乾燥させたもの)	7

注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ビフェントリン (Bifenthrin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	カカオ豆の検査部位を変更するもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ビフェニル基を有するピレスロイド系の殺虫剤であり、昆虫の神経細胞膜の Na チャネルに作用してこれを開口固定し、持続的に脱分極を生じさせて神経機能を攪乱し殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	かんきつ/カメムシ類、りんご/ハマキムシ類 等										
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1992年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準は小麦、大麦、トウモロコシ、ばれいしょ、畜産物等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においていちご、あぶらな科野菜、大豆、とうもろこし等に、EUにおいてりんご、ぶどう、豆類等に、オーストラリアにおいてぶどう、かんきつ類等に、ニュージーランドにおいてキウイに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日許容摂取量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 妊娠 6~15 日 発生毒性試験 (ラット・強制経口投与) 無毒性量 1.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: ビフェントリンとする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="582 1624 1396 1848"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>52.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>25.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	25.0	幼小児 (1~6 歳)	52.4	妊婦	19.9	高齢者 (65 歳以上)	25.3
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	25.0										
幼小児 (1~6 歳)	52.4										
妊婦	19.9										
高齢者 (65 歳以上)	25.3										
意見聴取の状況	平成 24 年 2 月 17 日~3 月 17 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.5	0.5		0.5		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05			0.05 ¹ EU	【<0.01(#)(n=1)(EU)】
とうもろこし	0.05	0.05		0.05	0.05 ¹ アメリ	【<0.01(n=9)(米国)】
そば	0.05	0.05			0.05 ¹ EU	【EUのライ麦参照】
その他の穀類	0.05	0.05			0.05 ¹ EU	【EUのライ麦参照】
大豆	0.1	0.1	○		0.1 ¹ EU	<0.01,<0.01/[0.02(EU)]
小豆類	0.1	0.1	○			<0.005,<0.005,<0.01,<0.01
えんどう	0.05	0.05			0.05 ¹ EU	【<0.010(#),<0.010(#),<0.025(EU)】
そら豆	0.05	0.05			0.05 ¹ EU	【EUのえんどうを参照】
らっかせい	0.1	0.1			0.1 ¹ EU	【EUの大豆を参照】
その他の豆類	0.2	0.15				
ばれいしょ	0.05	0.05	○	0.05	0.05 ¹ アメリ	0.006,<0.005,<0.005,<0.005/[<0.05(n=6)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリ	【米国のばれいしょを参照】
かんしょ	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリ	【米国のばれいしょを参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリ	【米国のばれいしょを参照】
その他のいも類	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリ	【米国のばれいしょを参照】
てんさい	0.2	0.2	○			0.057(\$),0.018
さとうきび	0.01	0.01			0.01 ¹ オーストラ	【<0.01(オーストラリア)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05	0.05	○			0.012,0.013
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	1	○			0.131,0.322(\$)
かぶ類の葉	4	3.5			3.5 ¹ アメリ	【米国のからしなを参照】
クレソン	2	2			2 ¹ EU	【EUのレタスを参照】
はくさい	0.5	0.5	○			0.136(\$),0.005
キャベツ	2	2	○			0.083,<0.005
芽キャベツ	2	2				
ケール	4	3.5			3.5 ¹ アメリ	【米国のからしなを参照】
こまつな	4	3.5			3.5 ¹ アメリ	【米国のからしなを参照】
きょうな	4	3.5			3.5 ¹ アメリ	【米国のからしなを参照】
チンゲンサイ	4	3.5			3.5 ¹ アメリ	【米国のからしなを参照】
カリフラワー	0.05	0.05				
ブロッコリー	0.1	0.1				
その他のあぶらな科野菜	4	3.5			3.5 ¹ アメリ	【1.68,0.85,1.78,2.01,1.28,0.83,0.07,0.19(からしな)(米国)】
アーティチョーク	0.2	0.2				
エンダイブ	2	2			2 ¹ EU	【EUのレタスを参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	3.0			3 ¹ アメリ	【0.03,0.25,0.77,0.14(米国)】/[0.05~0.12(n=3)(EU)】
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.5	○			0.022,0.191(\$)
にら	0.05	0.05			0.05 ¹ EU	【0.09(#),0.05(#),0.04(#),0.09(#)(EU)】
アスパラガス	0.05	0.05			0.05 ¹ EU	【EUのにら参照】
パセリ	3		申			0.81,1.26
トマト	0.5	0.5	○			0.05,0.188(\$)(ミニトマト)
ピーマン	0.5	0.5			0.5 ¹ アメリ	【<0.055~0.17(n=5)(Bell Pepper)(米国)】/[<0.05~0.29(n=7)(non-Bell Pepper)(米国)】
なす	0.5	0.5	○			0.142,0.165(\$)
その他のなす科野菜	0.5	0.5			0.5 ¹ アメリ	【米国のピーマン参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.041,0.104(\$)[<0.10~0.24(n=7)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4	0.4			0.4 ¹ アメリ	【米国のきゅうり参照】
しろうり	0.4	0.4			0.4 ¹ アメリ	【米国のきゅうり参照】
すいか	0.2	0.2	○			0.006,<0.005/<0.005(#),<0.005(#)
メロン類果実	0.2	0.2	○			0.006,0.011/<0.005,<0.005
まくわうり	0.4	0.4				
その他のうり科野菜	0.4	0.4			0.4 ¹ アメリ	【米国のきゅうり参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう	0.2	0.2			0.2 ¹ アメリカ	【0.16、0.06(米国)】
しょうが	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリカ	【米国のばれいし参照】
未成熟えんどう	0.6	0.6			0.6 ¹ アメリカ	【0.17~0.49(n=6)(米国)】
未成熟いんげん	0.6	0.6			0.6 ¹ アメリカ	【米国の未成熟えんどう参照】
えだまめ	0.6	0.6			0.6 ¹ アメリカ	【米国の未成熟えんどう参照】
その他の野菜	2	2	○			0.80,0.96(エンサイ)
みかん	0.1	0.1	○			0.02,(\$)<0.01
なつみかんの果実全体	2	2	○			(すだち参照)
レモン	2	2	○	0.05		(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	0.05		(すだち参照)
グレープフルーツ	2	2	○	0.05		(すだち参照)
ライム	2	2	○			(すだち参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			0.96(すだち)
りんご	1	1	○			0.059(#),0.043(#)/0.064(#),0.054(#)/0.117,0.036/0.30,0.18/0.20,0.52
日本なし	0.5	0.5	○	0.5		0.074,0.100/0.122,0.194
西洋なし	0.5	0.5	○	0.5		(日本なし参照)
マルメロ	0.1	0.1				
びわ	0.1	0.1	○			<0.005,<0.005/0.01,0.01
もも	0.03	0.03	○			<0.005,<0.005/<0.01,<0.01
ネクタリン	1	1	○			0.22,0.47
あんず(アブリコットを含む。)	1	1	○		1 オーストラリア	【0.12~0.36(n=4)(オーストラリア)】
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.5	○			0.11(\$),0.05
うめ	1	1	○		1 オーストラリア	【<0.02(n=1)(オーストラリア)】
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.286,0.536(\$)
いちご	2	2	○	1		0.058,0.082/0.338(#),0.116(#)
ラズベリー	1	1.0			1.0 アメリカ	【<0.05,0.26/0.23,0.28(米国)】
ブラックベリー	1	1.0			1.0 アメリカ	【0.47(米国)】
その他のベリー類果実	1	1.0	○		1.0 アメリカ	0.020,<0.005(ハスカップ)/【米国のラズベリー-ブラックベリー参照】
ぶどう	2	2	○			0.728(\$),0.348
かき	0.5	0.5	○			0.056,0.124/0.14,0.16
バナナ	0.1	0.1			0.1 オーストラリア	【<0.02(n=2)(オーストラリア)】
パパイヤ	0.5	0.5			0.5 EU	04,0.140,0.157,0.134(EU)】
マンゴー	0.3	0.3			0.3 EU	【0.15,0.07/0.234,0.31(EU)】
その他の果実	0.3	0.3	○			0.06,0.08(あけび)
ひまわりの種子	0.1	0.1			0.1 EU	【EUの大豆参照】
ごまの種子	0.1	0.1			0.1 EU	【EUの大豆参照】
べにばなの種子	0.1	0.1			0.1 EU	【EUの大豆参照】
綿実	0.5	0.5			0.5 ¹ アメリカ	【<0.05(#)~0.37(#)(n=9)(米国)】
なたね	0.1	0.1			0.1 EU	【EUの大豆参照】
その他のオイルシード	0.1	0.1			0.1 EU	【EUの大豆参照】
くり	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリカ	【米国のペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリカ	【<0.05(n=4)(米国)】
アーモンド	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリカ	【<0.05(n=5)(米国)】
くるみ	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリカ	【米国のペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.05	0.05			0.05 ¹ アメリカ	【米国のペカン、アーモンド参照】
茶	25	25	○			3.34,17.8(\$)/1.29,5.15/5.96,1.95
カカオ豆	※0.1	0.1				
ホップ	10	10	○	10		0.42,0.37

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	10	10				0.86, 3.31(\$)(みかんの果皮参照) 【米国のからしな参照】
その他のハーブ	4	3.5			3.5, アフリカ	
牛の筋肉	0.5	0.5			0.5, 米国	
豚の筋肉	0.5	0.5			0.5, 米国	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5			0.5, 米国	
牛の脂肪	0.5	0.5		0.5		
豚の脂肪	2	2			2, オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	2			2, オーストラリア	
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.5	0.5			0.5, オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5			0.5, オーストラリア	
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.5	0.5			0.5, オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5			0.5, オーストラリア	
牛の食用部分	0.5	0.5			0.5, オーストラリア	
豚の食用部分	0.5	0.5			0.5, オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5			0.5, オーストラリア	
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05			0.05, オーストラリア	
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05			0.05, オーストラリア	
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05			0.05, オーストラリア	
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05			0.05, オーストラリア	
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05			0.05, オーストラリア	
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01				
小麦粉(全粒粉に限る。)	0.5	0.5		0.5		
小麦粉(全粒粉を除く。)	0.2	0.2		0.2		
小麦ふすま	2	2		2		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

※ カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。

ピフェントリン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.5
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
大豆	0.1
小豆類 ^{注2)}	0.1
えんどう	0.05
そら豆	0.05
らっかせい	0.1
その他の豆類 ^{注3)}	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
その他のいも類 ^{注4)}	0.05
てんさい	0.2
さとうきび	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1
かぶ類の葉	4
クレソン	2
はくさい	0.5
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	4
こまつな	4
きょうな	4
チンゲンサイ	4
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.1
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	4
アーティチョーク	0.2
エンダイブ	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3
ねぎ(リーキを含む。)	0.5
にら	0.05
アスパラガス	0.05
パセリ	3
トマト	0.5
ピーマン	0.5
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注6)}	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.4
しろうり	0.4
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
まくわうり	0.4
その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.4

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃく以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
ほうれんそう	0.2
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.6
未成熟いんげん	0.6
えだまめ	0.6
その他の野菜 ^{注8)}	2
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	2
りんご	1
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.1
びわ	0.1
もも	0.03
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	1
すもも(プルーンを含む。)	0.5
うめ	1
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	2
ラズベリー	1
ブラックベリー	1
その他のベリー類果実 ^{注10)}	1
ぶどう	2
かき	0.5
バナナ	0.1
パパイヤ	0.5
マンゴー	0.3
その他の果実 ^{注11)}	0.3
ひまわりの種子	0.1
ごまの種子	0.1
べにばなの種子	0.1
綿実	0.5
なたね	0.1
その他のオイルシード ^{注12)}	0.1
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注13)}	0.05
茶	25
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.1

注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注11)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注14)「その他のスパイス」とは、スパ

ピフェントリン(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
ホップ	10
その他のスパイス ^{注14)}	10
その他のハーブ ^{注15)}	4
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注16)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分 ^{注17)}	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注18)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
小麦粉(全粒粉に限る。)	0.5
小麦粉(全粒粉を除く。)	0.2
小麦ふすま	2

イスのうち、西洋わさび、わさびの根、茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

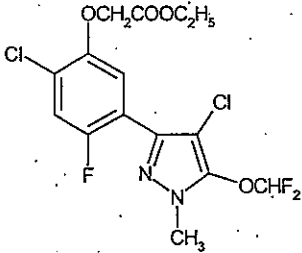
注15)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注16)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注17)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注18)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピラフルフェンエチル (Pyraflufen-ethyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	フェニルピラゾール系除草剤である。作用機構としては、クロロフィル生合成系のプロトポルフィリノーゲンⅨオキシダーゼに作用することで、プロトポルフィリンⅨが蓄積することにより活性酸素が発生し枯死させると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	小麦/一年生広葉雑草、果樹類/多年生雑草										
我が国の登録状況	小麦、果樹類等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、ぶどう等に、EUにおいてホップ等に、オーストラリアにおいて穀類、綿実等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.17 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 17.2 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ピラフルフェンエチルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 1639 1385 1890"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.3	幼小児 (1~6 歳)	0.5	妊婦	0.2	高齢者 (65 歳以上)	0.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.3										
幼小児 (1~6 歳)	0.5										
妊婦	0.2										
高齢者 (65 歳以上)	0.3										
意見聴取の状況	平成 24 年 9 月 21 日~10 月 20 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
小麦	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
大麦	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
ライ麦	0.02	0.02				
とうもろこし	0.02	0.02				
そば	0.02	0.02				
その他の穀類	0.02	0.02				
大豆	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01(#)/<0.01(#)
こんにゃくいも	0.05	0.05	○			<0.01/<0.01/<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
はくさい	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
キャベツ	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
たまねぎ	0.05		申			<0.01(#), <0.01(#)
ねぎ(リーキを含む。)	0.05		申			<0.01(#)/<0.01(#)
えだまめ	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
みかん	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
なつみかんの果実全体	0.02	0.02	○			(みかん参照)
レモン	0.02	0.02	○			(みかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.02	0.02	○			(みかん参照)
グレープフルーツ	0.02	0.02	○			(みかん参照)
ライム	0.02	0.02	○			(みかん参照)
その他のかんきつ類果実	0.02	0.02	○			(みかん参照)
りんご	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
日本なし	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
西洋なし	0.02	0.02	○			(日本なし参照)
マルメロ	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
びわ	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
もも	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
ネクタリン	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
あんず(アブリコットを含む。)	0.02	0.02	○			(もも、うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.02	0.02	○			(もも、うめ参照)
うめ	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
おうとう(チェリーを含む。)	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
ラズベリー	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
ブラックベリー	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
ブルーベリー	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
クランベリー	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
ハuckleベリー	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
その他のベリー類果実	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
ぶどう	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
かき	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
バナナ	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
パンパイヤ	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
アボカド	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
グアバ	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
マンゴー	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
パッションフルーツ	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
なつめやし	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
その他の果実	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実	0.05	0.05				
ぎんなん	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
くり	0.02	0.02	○			<0.005(#), <0.005(#)
ペカン	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
アーモンド	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
くるみ	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
その他のナッツ類	0.02	0.02	○			(みかん、りんご、日本なし、もも、うめ、ぶどう、かき、くり参照)
茶	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
ホップ	0.05		IT		0.05 EU	【<0.01(n=3)(EU)】
その他のスパイス	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#) (みかんの果皮)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

ピラフルフェンエチル

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.02
大麦	0.02
ライ麦	0.02
とうもろこし	0.02
そば	0.02
その他の穀類 ^{注1)}	0.02
大豆	0.05
ばれいしょ	0.05
こんにゃくいも	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.02
はくさい	0.02
キャベツ	0.02
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	0.05
えだまめ	0.05
みかん	0.02
なつみかんの果実全体	0.02
レモン	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.02
グレープフルーツ	0.02
ライム	0.02
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	0.02
りんご	0.02
日本なし	0.02
西洋なし	0.02
マルメロ	0.02
びわ	0.02
もも	0.02
ネクタリン	0.02
あんず(アプrikottを含む。)	0.02
すもも(プルーンを含む。)	0.02
うめ	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	0.02
ラズベリー	0.02
ブラックベリー	0.02
ブルーベリー	0.02
クランベリー	0.02
ハックルベリー	0.02
その他のベリー類果実 ^{注3)}	0.02
ぶどう	0.02
かき	0.02
バナナ	0.02
パパイヤ	0.02
アボカド	0.02
グアバ	0.02
マンゴー	0.02
パッションフルーツ	0.02
なつめやし	0.02
その他の果実 ^{注4)}	0.02
綿実	0.05

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注4)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

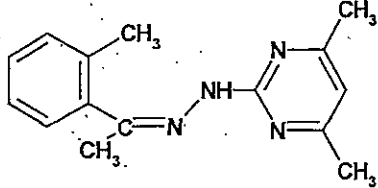
ピラフルフェンエチル (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
ぎんなん	0.02
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注5)}	0.02
茶	0.05
ホップ	0.05
その他のスパイス ^{注6)}	0.05

注5)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フェリムゾン (Ferimzone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	水稲用殺菌剤である。いもち病菌等の膜機能又は脂質生合成系に作用して、菌糸生育及び孢子形成を阻害することで殺菌効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/いもち病、ごま葉枯病等										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.019 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌投与)</p> <p>無毒性量 1.94 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェリムゾン (親化合物) 及び代謝物 B [(E)-2'-メチルアセトフェノン 4,6-ジメチルピリミジン-2-イルヒドラゾン] とする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="577 1563 1391 1818"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>41.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>72.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>41.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	41.2	幼小児 (1~6 歳)	72.2	妊婦	30.9	高齢者 (65 歳以上)	41.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	41.2										
幼小児 (1~6 歳)	72.2										
妊婦	30.9										
高齢者 (65 歳以上)	41.2										
意見聴取の状況	平成 24 年 9 月 21 日~10 月 20 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	1	○・申			0.64,0.93/0.35,0.73/0.44,0.62
魚介類	0.5	0.5				推:0.41

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

推:推定される残留量であることを示す

答申(案)

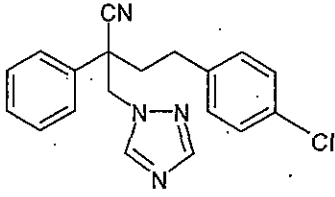
(別紙2)

フェリムゾン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	2
魚介類	0.5

※今回基準値を設定するフェリムゾンとは、フェリムゾン及び代謝物B【(E)-2'-メチルアセトフェノン 4,6-ジメチルピリミジン-2-イルヒドラン】の和をいう。

フェンブコナゾール (Fenbuconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。作用機構は菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより菌類の生育を抑制すると考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	りんご/赤星病、もも/黒星病 等										
我が国の登録状況	りんご、もも等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1997年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は、バナナ、大麦等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアーモンド、りんご等に、カナダにおいておうとう、オレンジ等に、EUにおいてグレープフルーツ、オレンジ等に、オーストラリアにおいてバナナ、ネクタリン等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.03 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 3.03 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェンブコナゾールとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 1496 1391 1747"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>30.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>13.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	12.6	幼小児 (1~6 歳)	30.6	妊婦	11.3	高齢者 (65 歳以上)	13.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	12.6										
幼小児 (1~6 歳)	30.6										
妊婦	11.3										
高齢者 (65 歳以上)	13.5										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.1	0.1	○	0.1		
大麦	0.2	0.2		0.2		
ライ麦	0.1	0.1		0.1		
大豆	0.2		申			0.02, 0.05
らっかせい	0.1	0.1			0.1 アメカ	【<0.003(＃)～0.048(＃) (n=13)(米国)】
てんさい	0.5	0.5	○			0.15(\$), 0.07
たまねぎ	0.05		申			<0.01, <0.01
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2		0.2		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.05		0.05		
メロン類果実	0.2	0.2				
まくわうり	0.2	0.2				
みかん	1	1				
なつみかんの果実全体	1	1			1.0 アメカ	【米国のレモン、オレンジ及 びグレープフルーツ参照】
レモン	1	1			1.0 アメカ	【0.516～0.831 (n=5)(米国)】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1			1.0 アメカ	【0.120～0.659 (n=16)(米国)】
グレープフルーツ	1	1			1.0 アメカ	【0.0976～0.487 (n=9)(米国)】
ライム	1	1			1.0 アメカ	【米国のレモン、オレンジ及 びグレープフルーツ参照】
その他のかんきつ類果実	1	1			1.0 アメカ	【米国のレモン、オレンジ及 びグレープフルーツ参照】
りんご	1	1	○	0.1		0.090, 0.411(＃)(\$)
日本なし	0.7	0.7	○	0.1		0.099, 0.299(\$)
西洋なし	0.7	0.7	○	0.1		【日本なし参照】
マルメロ	0.1	0.1		0.1		
びわ	0.1	0.1				
もも	0.5	0.5	○			
ネクタリン	1	1	○		1.0 アメカ	【米国の核果果実参照】
あんず(アブリコットを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		【0.157(＃)～0.268(＃) (n=4)(米国)】
すもも(ブルーを含む。)	1	1	○		1.0 アメカ	【0.023～0.143(＃) (n=15)(米国)】
うめ	2	2	○			0.66, 0.44
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○	1	1.0 アメカ	0.320, 0.290/ 【0.11(＃)～0.539(＃) (n=16)(米国)】
ブルーベリー	0.3	0.3			0.3 アメカ	【0.01～0.15(＃) (n=9)(米国)】
クランベリー	0.5	0.5			0.5 アメカ	【0.08(＃)～0.41(＃) (n=5)(米国)】
ハックルベリー	0.3	0.3			0.3 アメカ	【米国のブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	0.3	0.3			0.3 アメカ	【米国のブルーベリー参照】
ぶどう	3	3	○	1		0.688, 1.080(\$)
かき	0.7	0.7	○			0.05, 0.28(\$)
バナナ	0.05	0.05		0.05		
その他の果実	0.01	0.01		0.01		
ひまわりの種子	0.05	0.05		0.05		
なたね	0.05	0.05		0.05		
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.01	0.01		0.01		
ペカン	0.05	0.05		0.01		
アーモンド	0.05	0.05		0.01	0.05 アメカ	
くるみ	0.01	0.01		0.01		
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.01		【<0.01 (n=5)(米国)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
茶	10	10	○			2.21, 3.50(\$)
その他のスパイス	1	1				
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		
豚の筋肉	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05				
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05				
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05				
乳	0.05	0.05		0.01		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.05	0.05		0.01		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.05	0.05		0.01		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.05	0.05		0.01		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.05	0.05		0.01		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.05	0.05		0.01		
鶏の卵	0.05	0.05		0.01		
その他の家さんの卵	0.05	0.05		0.01		

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

フェンブコナゾール

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.1
大麦	0.2
ライ麦	0.1
大豆	0.2
らっかせい	0.1
てんさい	0.5
たまねぎ	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05
メロン類果実	0.2
まくわうり	0.2
みかん	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	1
りんご	1
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.1
びわ	0.1
もも	0.5
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	0.5
すもも(プルーンを含む。)	1
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	1
ブルーベリー	0.3
クランベリー	0.5
ハックルベリー	0.3
その他のベリー類果実 ^{注2)}	0.3
ぶどう	3
かき	0.7
バナナ	0.05
その他の果実 ^{注3)}	0.01
ひまわりの種子	0.05
なたね	0.05
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.01
その他のナッツ類 ^{注4)}	0.01
茶	10
その他のスパイス ^{注5)}	1
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注6)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注3)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注6)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

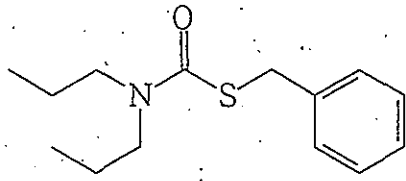
フェンブコナゾール

食品名	残留基準値
	ppm
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注7)}	0.05
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注8)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05

注7)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注8)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

プロスルホカルブ (Prosulfocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請、魚介類への基準設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	チオカルバメート系の除草剤である。主に脂質生合成系(超長鎖脂肪酸生合成系)を阻害することにより、生体膜変性を誘起し、細胞分裂に影響を与えて植物を枯死させると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	小麦、大麦/一年生雑草										
我が国の登録状況	小麦、大麦に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRIにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいてにんじん、たまねぎ、セロリ等に、オーストラリアにおいて畜産物等に基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.019 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 1.9 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：プロスルホカルブとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1512 1396 1769"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>3.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	4.5	幼小児 (1~6 歳)	9.3	妊婦	4.4	高齢者 (65 歳以上)	3.9
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	4.5										
幼小児 (1~6 歳)	9.3										
妊婦	4.4										
高齢者 (65 歳以上)	3.9										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
大麦	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
ライ麦	0.05		申			(小麦、大麦参照)
とうもろこし	0.05		申			<0.01, <0.01
その他の穀類	0.05		申			(小麦、大麦参照)
えんどう	0.05		IT		0.05 EU	【<0.01(n=15)(EU)】
そら豆	0.05		IT		0.05 EU	【<0.01(n=17)(EU)】
ばいりいしょ	0.05		申			<0.01, <0.01
たまねぎ	0.1		IT・申		0.1 EU	<0.01, <0.01
ねぎ(リーキを含む。)	0.05		IT		0.05 EU	【<0.01(n=15)(EU)】 【<0.01(n=13)(EUリーキ)】
その他のゆり科野菜	0.05		IT		0.05 EU	【<0.01-0.02(n=13)(EU葉たまねぎ)】
にんじん	1		IT・申		1 EU	<0.01, <0.01
セロリ	2		IT		2 EU	【<0.01-0.75(n=14)(EU)】
その他のせり科野菜	0.1		IT		0.1 EU	【<0.010-0.771(n=9)(EU)】 【<0.02-0.035(n=5)(EUセルリアック)】
未成熟えんどう	0.05		IT		0.05 EU	【<0.01(n=15)(EU実えんどう)】
ひまわりの種子	0.05		IT		0.05 EU	【<0.01(n=12)(EU)】
その他のスパイス	0.5		IT		0.5 EU	【<0.02-0.126(n=5)(EUキャラウェイ)】
魚介類	0.09		申			推:0.088

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

推:推定される残留量であることを示す

プロスルホカルブ

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
えんどう	0.05
そら豆	0.05
ばれいしょ	0.05
たまねぎ	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	0.05
その他のゆり科野菜 ^{注2)}	0.05
にんじん	1
セロリ	2
その他のせり科野菜 ^{注3)}	0.1
未成熟えんどう	0.05
ひまわりの種子	0.05
その他のスパイス ^{注4)}	0.5
魚介類	0.09

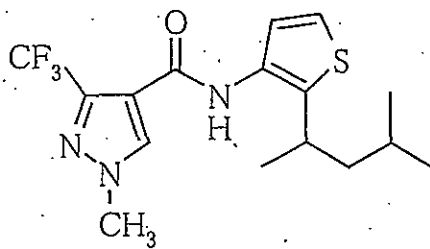
注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

ペンチオピラド (Penthiopyrad)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ピラゾール系殺菌剤である。作用機構としては、ミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱの阻害作用により、ATP合成を阻害するものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	トマト/灰色かび病、なし/黒星病 等										
我が国の登録状況	トマト、なし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、トマト等に基準値が設定されており、カナダにおいて農薬登録がなされている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.081 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 8.10 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ペンチオピラドとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1523 1388 1792"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>11.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	11.7	幼小児 (1~6 歳)	22.6	妊婦	9.2	高齢者 (65 歳以上)	11.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	11.7										
幼小児 (1~6 歳)	22.6										
妊婦	9.2										
高齢者 (65 歳以上)	11.3										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
キャベツ	0.7	0.7	○			0.22(\$),0.08,0.13(#),0.04(#)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20	3	○・申			13.8(\$),5.68(#)(リーフレタス) 13.0,1.77(#)(サラダ菜)
たまねぎ	0.05	0.05	○			0.01,<0.01
ねぎ(リーキを含む。)	3		申			1.02(\$),0.17
アスパラガス	0.3		申			0.06(\$),<0.01
トマト	2	2	○			0.56(\$),0.34(トマト)
ピーマン	2	2	○			0.85,0.42(ミニトマト)
なす	1	1	○			1.00(#),0.86(#) 0.46,0.24
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.17(#),0.16(#)
すいか	0.05		申			0.01(#),<0.01(#)
メロン類果実	0.05	0.05	○			0.01(#),<0.01(#)
みかん	0.5		申			0.06,0.16
りんご	2	2	○			0.64,0.63
日本なし	3	3	○			1.26,1.14
西洋なし	3	3	○			(日本なし参照)
もも	0.2	0.2	○			0.04,0.02
ネクタリン	2		申			0.77,0.92
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			2.18,1.18
いちご	2	2	○			0.84,0.80
ぶどう	10	10	○			3.68(\$),1.06
かき	3		申			1.20(\$),0.39
その他のスパイス	15		申			9.16,5.58(みかん果皮)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

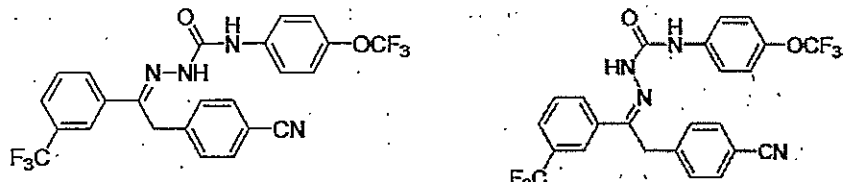
(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ペンチオピラド

食品名	残留基準値
	ppm
キャベツ	0.7
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	20
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	3
アスパラガス	0.3
トマト	2
ピーマン	2
なす	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
みかん	0.5
りんご	2
日本なし	3
西洋なし	3
もも	0.2
ネクタリン	2
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	2
ぶどう	10
かき	3
その他のスパイス ^{注)}	15

注)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

メタフルミゾン (Metaflumizone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式	 <p>E-異性体 Z-異性体 (有効成分中の含有量 E-異性体 90%以上、Z-異性体 10%以下)</p>										
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	トリフルオロメトキシフェニル環を有する殺虫剤である。昆虫の神経細胞の Na ⁺ チャンネルに作用し、神経系における情報伝達を阻害することにより殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	キャベツ/コナガ、はくさい/ヨトウムシ 等										
我が国の登録状況	キャベツ、はくさい等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2009年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準はレタス、トマト、なす等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてかんきつ類、ぶどう、ナッツ類等に、EU においてトマト、キャベツ、レタス、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.12 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 12 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: 農産物にあつてはメタフルミゾン (E-異性体)、メタフルミゾン (Z-異性体) 及び代謝物 D [p-[m-(トリフルオロメチル)フェナシル]ベンゾニトリル] とし、畜水産物にあつてはメタフルミゾン (E-異性体) 及びメタフルミゾン (Z-異性体) とする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="574 1657 1388 1904"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>22.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	22.0	幼小児 (1~6 歳)	29.8	妊婦	16.2	高齢者 (65 歳以上)	22.7
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	22.0										
幼小児 (1~6 歳)	29.8										
妊婦	16.2										
高齢者 (65 歳以上)	22.7										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.5		申			0.18,0.18
ばれいしょ	0.02			0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2		申			<0.04,<0.04
かんしょ	0.2		申			<0.04,<0.04
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5		申			<0.2,<0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	40		申			29.5,28.9
はくさい	10	10	○			2.7,5.6(#)
キャベツ	5	5	○			3.0(#),1.4
芽キャベツ	0.8			0.8		
ケール	40		申			(こまつな、みずな参照)
こまつな	40		申			28.3(\$),13.6
きょうな	40		申			30.4(\$),16.3(みずな)
チンゲンサイ	10		申	6		3.48,2.66
ブロッコリー	10		申			5.2,3.5
その他のあぶらな科野菜	40		申			(こまつな、みずな参照)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	50		申	7		35.1(\$),26.4(サラダ菜)
トマト	0.6			0.6		
ピーマン	0.6			0.6		
なす	0.6			0.6		
その他のなす科野菜	0.6			0.6		
しょうが	0.3		申			0.06(\$),<0.04
えだまめ	10		申			5.24,4.08
その他のハーブ	40		申			(こまつな、みずな参照)
牛の筋肉	0.02			0.02		推:0.013
豚の筋肉	0.02			0.02		(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02			0.02		(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.02			0.02		推:0.013
豚の脂肪	0.02			0.02		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02			0.02		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02			0.02		推:0.013
豚の肝臓	0.02			0.02		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02			0.02		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.02			0.02		推:0.013
豚の腎臓	0.02			0.02		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02			0.02		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.02			0.02		(牛の肝臓及び腎臓参照)
豚の食用部分	0.02			0.02		(牛の肝臓及び腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02			0.02		(牛の肝臓及び腎臓参照)
乳	0.01			0.01		推:0.0065
魚介類	2		申			推:1.106
とうがらし(乾燥させたもの)	6			6		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

国際基準:メタフルミゾン(E-異性体)及びメタフルミゾン(Z-異性体)

答申(案)

メタフルミゾン

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.5
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2
かんしょ	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	40
はくさい	10
キャベツ	5
芽キャベツ	0.8
ケール	40
こまつな	40
きょうな	40
チンゲンサイ	10
ブロッコリー	10
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	40
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	50
トマト	0.6
ピーマン	0.6
なす	0.6
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.6
しょうが	0.3
えだまめ	10
その他のハーブ ^{注3)}	40
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注5)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
魚介類	2
とうがらし(乾燥させたもの)	6

(別紙2)

※今回基準値を設定するメタフルミゾンとは、農産物にあつてはメタフルミゾン(E-異性体)、メタフルミゾン(Z-異性体)及び代謝物D[p-[m-(トリフルオロメチル)フェナシル]ベンゾニトリル]をメタフルミゾンに換算したものの和をいい、畜水産物にあつてはメタフルミゾン(E-異性体)及びメタフルミゾン(Z-異性体)の和をいう。

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレンソ、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

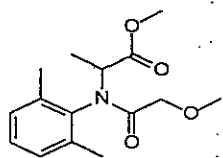
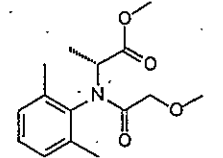
注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

メタラキシル (Metalaxyl) 及びメフェノキサム (Mefenoxam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	カカオ豆の検査部位を変更するもの。										
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【メタラキシル】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【メフェノキサム】</p> </div> </div>										
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	メタラキシル及びメフェノキサムは 酸アミド系殺菌剤であり、菌糸伸長及び孢子形成を阻害することで、特に卵菌綱ツユカビ目の糸状菌に対して防除効果を有すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/黄化萎縮病、いちご/根腐病 等										
我が国の登録状況	稲、いちご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2002年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準はメタラキシルについて、らっかせい、キャベツ等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小豆類、ばれいしょ等に、カナダにおいて小麦、大豆等に、EUにおいてたまねぎ、にんにく等に、オーストラリアにおいて仁果果実類、パイナップル等に、ニュージーランドにおいてベリー類、ぶどう等に基準が設定されている。いずれの国及び地域においても、現段階では、メタラキシルの基準値がメフェノキサムにも適用されるものとなっている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.022 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 [ラット・混餌 (メタラキシル)]</p> <p>無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：農産物及び魚介類にあつては、メタラキシル及びメフェノキサムとし、畜産物にあつては、メタラキシル及びメフェノキサム並びに代謝物D【2-[(2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸】とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>34.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>68.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>32.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	34.4	幼小児 (1~6 歳)	68.3	妊婦	29.5	高齢者 (65 歳以上)	32.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	34.4										
幼小児 (1~6 歳)	68.3										
妊婦	29.5										
高齢者 (65 歳以上)	32.2										
意見聴取の状況	平成 24 年 3 月 23 日~4 月 21 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○	0.05		<0.01, 0.02
小麦	0.05	0.05		0.05		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05		0.05		
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば	0.05	0.05		0.05		
その他の穀類	0.05	0.05		0.05		
大豆	0.05	0.05	○	0.05		
小豆類	0.2	0.2	○			
えんどう	0.2	0.2				
らっかせい	0.1	0.1		0.1		
その他の豆類	0.2	0.2				
ばれいしょ	0.3	0.3	○	0.05		<0.05(#), 0.06(#), 0.11(#), 0.16(#) 【<0.05(#)(n=16)/ <0.05(#)-0.19(#)(n=8) (米国)】
やまいも(長いもをいう。)	0.4		IT		0.5*	アメリカ 【米国ばれいしょ、てんさい、 だいこん(根)及び にんじん参照】
こんにゃくいも	0.3	0.3	○			
てんさい	0.05	0.05		0.05		【<0.05(#)-0.90(#)(n=9) (米国)】
さとうきび	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.2	○			0.03, 0.05 【0.23(#)-0.57(#)(n=3)/ 0.28(#)-0.57(#)(n=4) (米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.2	○			0.04, 0.05
かぶ類の根	0.3	0.3	○			<0.1, <0.1
かぶ類の葉	0.3	0.3	○			<0.1, <0.1
西洋わさび	0.2	0.2	○			<0.02, 0.03 (わさびだいこん)
はくさい	0.3	0.3	○			0.020, 0.088
キャベツ	0.5	0.5	○	0.5		
芽キャベツ	0.2	0.2		0.2		
こまつな	1	1	○			0.20, 0.44
きょうな	3	3	○			1.02, 0.40 (みずな)
チンゲンサイ	2	2	○			0.52, 0.16
カリフラワー	0.5	0.5		0.5		
ブロッコリー	0.5	0.5	○	0.5		<0.1, <0.01
その他のあぶらな科野菜	0.7	0.7	○			0.26, 0.25 (ひろしまな)
しゅんぎく	4		IT		5.0*	アメリカ 【米国レタス及びセロリ 参照】
レタス(サラダ菜及びちりしやを含む。)	2	2		2		【<0.05(#)-4.9(#)(n=40)/ 0.58(#)-8.4(#)(n=20) (米国)】
その他のきく科野菜	4		IT		5.0*	アメリカ 【米国レタス及びセロリ 参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たまねぎ	2	2	○	2		【<0.02(n=4)(EU)】
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			0.02(#), 0.03(#)
にんにく	0.5	0.5			0.5 EU	【EUたまねぎ参照】
アスパラガス	0.05	0.05		0.05		
わけぎ	0.2	0.2				
その他のゆり科野菜	0.3	0.3	○			<0.1, <0.1 (らっきょう)
にんじん	0.4	0.05	IT	0.05	0.5* アメリカ	【<0.05(#)-0.26(#)(n=6) (米国)】
パセリ	2	2	○			0.40, 0.56 -
セロリ	4		IT		5.0* アメリカ	【0.42(#)-2.5(#)(n=15) (米国)】
みつば	2	2	○			0.74, <0.05
その他のせり科野菜	1	1	○			0.15, 0.34 (せり)
トマト	2	2	○	0.5		0.20, 0.66 (ミニトマト)
ピーマン	2	2	○	1		0.38(#), 0.05(#), 0.31(#), 0.60(#)
なす	1	1	○			0.20, 0.50
その他のなす科野菜	1	1	○	1		
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	0.5		0.20(#), 0.50(#), 0.16(#), 0.39(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○	0.2		0.05, 0.03
すいか	0.2	0.2	○	0.2		
メロン類果実	0.7	0.7	○	0.2		0.23(#), 0.04(#)
ほうれんそう	2	2	○	2		
オクラ	1	1	○			0.10, 0.34
しょうが	1	1	○			0.30, 0.31
未成熟えんどう	0.2	0.2		0.05		
未成熟いんげん	0.2	0.2				
えだまめ	0.2	0.2				
その他の野菜	3	3	○	0.05		
みかん	0.2	0.2	○			0.04(#), 0.02(#)
レモン	0.7	0.7				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7				
グレープフルーツ	0.7	0.7				
ライム	0.7	0.7				
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7				
りんご	0.2	0.2				
日本なし	0.2	0.2				
西洋なし	0.2	0.2				
マルメロ	0.2	0.2				
びわ	0.2	0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
もも	0.2	0.2				
ネクタリン	0.2	0.2				
あんず(アブリコットを含む。)	0.2	0.2				
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2				
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	0.2				
いちご	7	7	○	0.2	10* アリカ	【0.93(#)-4.5(#)(n=8) (米国)】
ラズベリー	0.2	0.2				
ブラックベリー	0.2	0.2				
ブルーベリー	2	2				
その他のベリー類果実	0.2	0.2				
ぶどう	1	1	○	1		
アボカド	0.2	0.2		0.2		
パッションフルーツ	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
ひまわりの種子	0.05	0.05		0.05		
綿実	0.05	0.05		0.05		
アーモンド	0.4	0.4			0.5* アリカ	【<0.05(#)-0.88(#) (n=6)(米国)】
くるみ	0.4	0.4			0.5* アリカ	【<0.05(#)-0.13(#) (n=6)(米国)】
カカオ豆	※0.2	0.2		0.2		
ホップ	10	10	○	10		
その他のスパイス(種子を除く。)	5	5	○			1.26(#), 1.66(#) (みかん果皮)
その他のハーブ	2	2	○			0.64(#), 0.35 (みょうが)
牛の筋肉	0.02	0.02			0.05** カナダ	
豚の筋肉	0.02	0.02			0.05** カナダ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02			0.05** カナダ	
牛の脂肪	0.02	0.02			0.05** カナダ	
豚の脂肪	0.02	0.02			0.05** カナダ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			0.05** カナダ	
牛の肝臓	0.1	0.1			0.3** カナダ	
豚の肝臓	0.1	0.1			0.3** カナダ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1			0.3** カナダ	
牛の腎臓	0.3	0.3			0.85** カナダ	
豚の腎臓	0.3	0.3			0.85** カナダ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3			0.85** カナダ	
牛の食用部分	0.02	0.02			0.05** カナダ	
豚の食用部分	0.02	0.02			0.05** カナダ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02			0.05** カナダ	
鶏の筋肉	0.01	0.01			0.05** カナダ	
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01			0.05** カナダ	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の脂肪	0.01	0.01			0.05**、カナダ	
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01			0.05**、カナダ	
鶏の肝臓	0.06	0.06			0.3**、カナダ	
その他の家きんの肝臓	0.06	0.06			0.3**、カナダ	
鶏の腎臓	0.2	0.2			0.7**、カナダ	
その他の家きんの腎臓	0.2	0.2			0.7**、カナダ	
鶏の食用部分	0.01	0.01			0.05**、カナダ	
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01			0.05**、カナダ	
鶏の卵	0.01	0.01			0.05**、カナダ	
その他の家きんの卵	0.01	0.01			0.05**、カナダ	
魚介類	0.1		申			推:0.098
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	5	5				
とうがらし(乾燥させたもの)	10			10		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

推:推定される残留量であることを示す

※ カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。

○ 作物残留試験の分析対象

JMPR及びEUではD-鏡像異性体のメタラキシルMを対象とし、米国及びカナダではメタラキシル及びメタラキシルM並びにその代謝物をまとめて加水分解し、2,6-ジメチルアニリンを生成させ、その総量をメタラキシル又はメタラキシルMの残留値としている。豪州ではラセミ体のメタラキシルを分析対象としている。

「外国基準値」欄に「*印」の記載のあるものは、基準値を設定する際に、米国又はカナダの基準を参照した箇所
で、代謝物が含まれている。

* 農産物では、植物体内運命試験成績から、親化合物と2,6-ジメチルアニリンに変換されると推測される代謝物の合計に対する親化合物の推定最大割合の1/1.5=0.7を換算係数として乗じ、一律基準を超える農産物について、下2桁目を切り上げて基準値を設定した。

** 畜産物では、親化合物と2,6-ジメチルアニリンに変換されると推測される代謝物の合計に対する親化合物と代謝物Dの推定最大割合と推定される0.2~0.3の係数(家畜0.3、家きん0.2)をカナダの基準値に乘じ、一律基準を超える畜産物について、端数を切り上げて基準値を設定した。

メタラキシル及びメフェノキサム

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	
小麦	0.05	
大麦	0.05	
ライ麦	0.05	
とうもろこし	0.05	
そば	0.05	
その他の穀類 ^{注1)}	0.05	
大豆	0.05	
小豆類 ^{注2)}	0.2	
えんどう	0.2	
らっかせい	0.1	
その他の豆類 ^{注3)}	0.2	
ばれいしょ	0.3	
やまいも(長いもをいう。)	0.4	
こんにゃくいも	0.3	
てんさい	0.05	
さとうきび	0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2	
かぶ類の根	0.3	
かぶ類の葉	0.3	
西洋わさび	0.2	
はくさい	0.3	
キャベツ	0.5	
芽キャベツ	0.2	
こまつな	1	
きょうな	3	
チンゲンサイ	2	
カリフラワー	0.5	
ブロッコリー	0.5	
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	0.7	
しゅんぎく	4	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	
その他のきく科野菜 ^{注5)}	4	
たまねぎ	2	
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	
にんにく	0.5	
アスパラガス	0.05	
わけぎ	0.2	
その他のゆり科野菜 ^{注6)}	0.3	
にんじん	0.4	
パセリ	2	
セロリ	4	
みつば	2	
その他のせり科野菜 ^{注7)}	1	
トマト	2	
ピーマン	2	
なす	1	
その他のなす科野菜 ^{注8)}	1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.7	

※今回基準値を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物及び魚介類においてはメタラキシル及びメフェノキサムをいい、畜産物においてはメタラキシル及びメフェノキサム並びにメタラキシル及びメフェノキサムの代謝物D[2-[(2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸]をメタラキシル及びメフェノキサムの含量に換算したものの和をいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイ豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

メタラキシル及びメフェノキサム (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
ほうれんそう	2
オクラ	1
しょうが	1
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^{注9)}	3
みかん	0.2
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	0.7
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	0.2
びわ	0.2
もも	0.2
ネクタリン	0.2
あんず(アブリコットを含む。)	0.2
すもも(プルーンを含む。)	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	0.2
いちご	7
ラズベリー	0.2
ブラックベリー	0.2
ブルーベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注11)}	0.2
ぶどう	1
アボカド	0.2
パッションフルーツ	0.2
ひまわりの種子	0.05
綿実	0.05
アーモンド	0.4
くるみ	0.4
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.2
ホップ	10
その他のスパイス ^{注12)}	5
その他のハーブ ^{注13)}	2
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注14)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^{注15)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02

注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注12)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注14)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

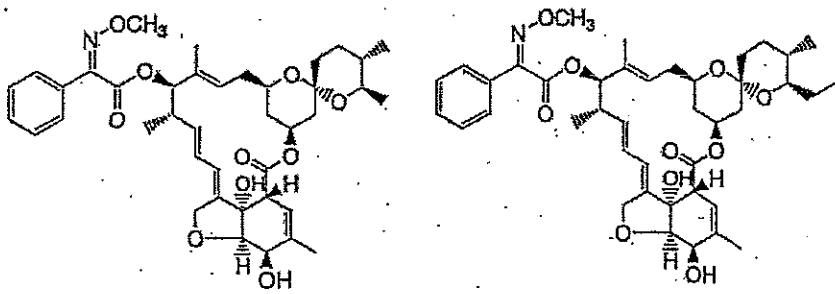
注15)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

メタラキシル及びメフェノキサム (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注16)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.06
その他の家きんの肝臓	0.06
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.1
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	5
とうがらし(乾燥させたもの)	10

注16)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

レピメクチン (Lepimectin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式	 <p>L. A3. L. A4</p> <p>※レピメクチン A3 (L. A3) とレピメクチン A4 (L. A4) の混合物。 ただし、存在比は L. A3 ≤ 20%、L. A4 ≥ 80% である。</p>										
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	16員環マクロライド骨格を有する殺虫剤である。昆虫等の神経系において抑制性グルタミン酸作動性の塩素イオンチャンネルに作用することにより殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	キャベツ/アオムシ、りんご/ハマキムシ類 等										
我が国の登録状況	キャベツ、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日許容摂取量 (ADI) 0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間・発がん性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.02 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：レピメクチン (L. A3 及び L. A4 の和) とする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="571 1608 1391 1859"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>7.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	7.4	幼小児 (1~6 歳)	14.1	妊婦	6.1	高齢者 (65 歳以上)	7.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	7.4										
幼小児 (1~6 歳)	14.1										
妊婦	6.1										
高齢者 (65 歳以上)	7.8										
意見聴取の状況	平成 24 年 9 月 21 日～10 月 20 日パブリックコメントを実施 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.01		申			<0.001,<0.001
かんしょ	0.01		申			<0.001,<0.001
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01	0.01	○			0.002, <0.001
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3	0.3	○			0.051(\$), 0.030
はくさい	0.05	0.05	○			0.007, 0.010
キャベツ	0.05	0.05	○			0.004, 0.010(\$)
ケール	1		申			(ごまつな参照)
ごまつな	1		申			0.242, 0.420
きょうな	0.3		申			0.071(\$), 0.017
チンゲンサイ	1		申			(ごまつな参照)
カリフラワー	0.2		申			0.032(\$)/0.018
ブロッコリー	0.05	0.05	○			0.006, 0.012
その他のあぶらな科野菜	1		申			(ごまつな参照)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	1	0.1	○・申			0.476, 0.293(サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.01	○			0.002, 0.002
トマト	0.3	0.3	○			0.089, 0.069(ミトマト)
ピーマン	0.1		申			0.012, 0.024
なす	0.2	0.2	○			0.006(#), 0.028(\$)(#)
メロン類果実	0.01		申			<0.001(#), <0.001(#)
ほうれんそう	2		申			0.683(\$), 0.224
えだまめ	0.1		申			0.007, 0.014(\$)
みかん	0.01	0.01	○			0.002, 0.002
なつみかんの果実全体	0.1	0.1	○			(すだち参照)
レモン	0.1	0.1	○			(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1	0.1	○			(すだち参照)
グレープフルーツ	0.1	0.1	○			(すだち参照)
ライム	0.1	0.1	○			(すだち参照)
その他のかんきつ類果実	0.1	0.1	○			0.014(\$)(すだち)
りんご	0.2	0.2	○			0.015(#), 0.029(#)(\$)
日本なし	0.2	0.2	○			0.029(#)(\$), 0.021(#)
西洋なし	0.2	0.2	○			(日本なし参照)
もも	0.01		申			<0.001,<0.001
おうとう(チェリーを含む。)	0.2		申			0.014, 0.026(\$)
いちご	0.5	0.5	○			0.110(#), 0.116(#)
ぶどう	0.3	0.3	○			0.019, 0.072(\$)
茶	0.3	0.3	○			0.064(\$), 0.018(荒茶)
その他のスパイス	0.3	0.3	○			0.067, 0.044(みかん果皮)
その他のハーブ	1		申			(ごまつな参照)
魚介類	0.02		申			推:0.015

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
 推:推定される残留量であることを示す

レピメクチン

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.01
かんしょ	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3
はくさい	0.05
キャベツ	0.05
ケール	1
こまつな	1
きょうな	0.3
チンゲンサイ	1
カリフラワー	0.2
ブロッコリー	0.05
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	1
ねぎ(リーキを含む。)	0.01
トマト	0.3
ピーマン	0.1
なす	0.2
メロン類果実	0.01
ほうれんそう	2
えだまめ	0.1
みかん	0.01
なつみかんの果実全体	0.1
レモン	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1
グレープフルーツ	0.1
ライム	0.1
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	0.1
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
もも	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	0.2
いちご	0.5
ぶどう	0.3
茶	0.3
その他のスパイス ^{注3)}	0.3
その他のハーブ ^{注4)}	1
魚介類	0.02

※ 今回基準値を設定するレピメクチンとは、L.A3[(10E,14E,16E)-(1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,12R,13S,20R,21R,24S)-21,24-ジヒドロキシ-5',6',11,13,22-ペンタメチル-2-オキソ-3,7,19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{4,8}.0^{20,24}]ペンタコサ-10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル(Z)-2-メキシミノ-2-フェニルアセタート]及びL.A4[((10E,14E,16E)-(1R,4S,5'S,6R,6'R,8R,12R,13S,20R,21R,24S)-6'-エチル-21,24-ジヒドロキシ-5',11,13,22-テトラメチル-2-オキソ-3,7,19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.1^{4,8}.0^{20,24}]ペンタコサ-10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル(Z)-2-メキシミノ-2-フェニルアセタート]の和をいう。

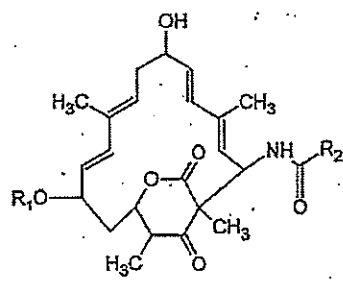
注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注4)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

セデカマイシン (Sedecamycin)

審議の対象	飼料添加物の食品中の残留基準の設定
経緯	飼料安全法に基づく指定の取消しについて農林水産大臣から意見聴取があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	 <p>セデカマイシンA: $R_1 = \text{CH}_3\text{CO}-$ $R_2 = \text{CH}_3\text{CO}-$ セデカマイシンC: $R_1 = \text{H}$ $R_2 = \text{CH}_3\text{CO}-$ セデカマイシンD: $R_1 = \text{CH}_3\text{CO}-$ $R_2 = \text{CH}_2\text{CH}(\text{OH})-$ セデカマイシンF: $R_1 = \text{H}$ $R_2 = \text{CH}_2\text{CH}(\text{OH})-$</p> <p>存在比はセデカマイシン A $\geq 80\%$</p>
適用動物/用途	豚/抗菌剤
作用機構	マクロライド系の抗生物質で、グラム陽性菌に対して抗菌活性を有する。豚に対し飼料に含有する栄養成分の利用促進に用いられている。
我が国の承認状況	飼料添加物として承認されている。
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) においては評価されておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日許容摂取量 (ADI) 0.0045 mg/kg 体重/day [設定根拠] 13 週間 亜急性毒性試験 (ラット・混餌投与) 最小毒性量: 4.5mg (力価) mg/kg 体重/day 安全係数 1000
基準値案	別紙1のとおり、食品中の残留基準を設定しないこととする。
意見聴取の状況	平成24年7月30日に在京大使館への説明を実施 平成24年8月29日～10月28日WTO 通報実施 平成24年9月21日～10月20日パブリックコメントを実施
答申案	別紙2のとおり。

セデカマイシン

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm
豚の筋肉		0.05
豚の脂肪		0.05
豚の肝臓		0.05
豚の腎臓		0.05
豚の食用部分		0.05

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

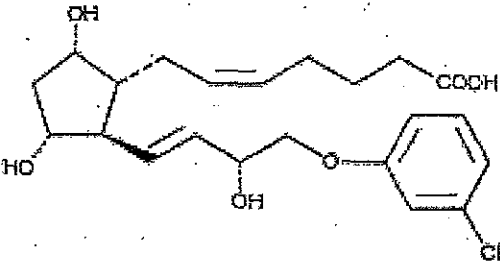
本剤については、平成 17 年 11 月 29 日付け厚生労働省告示第 499 号により、食品一般の成分規格 7 に食品に残留する量の限度(暫定基準)が定められているが、我が国で現在使用されておらず、今後の使用も見込まれないため、農林水産省において飼料添加物の指定が取り消されることを踏まえ、残留基準を削除することとする。

これに伴い、本剤については、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項 1 に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

答申(案)

セデカマイシンについては食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

dl-クロプロステロール (dl-Cloprostenol)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく使用基準の変更について意見聴取があったもの。
構造式	
用途	動物用医薬品／合成ホルモン剤
作用機構	プロスタグランジンF _{2α} の合成類縁体であり、子宮収縮や黄体退行作用のあるプロスタグランジンF _{2α} 様の生理作用を有する。
適用動物／用途	牛／発情周期の同調、黄体退行遅延に基づく卵巢疾患の治療 豚／分娩誘発
我が国の登録状況	牛、豚等に承認されている。
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) においては評価されておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、牛、豚、馬に使用が認められている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	dl-クロプロステノールが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。
基準値案	別紙1のとおり、基準値を設定しないこととする。
意見聴取の状況	パブリックコメント、在京大使館への説明及びWTO 通報は対象外
答申案	別紙2のとおり。

基準値の取扱い

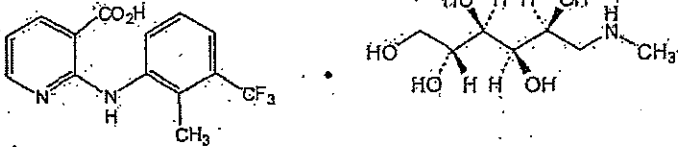
動物用医薬品としての使用実態、食品安全委員会における評価結果及び残留試験結果を踏まえ、本剤については、残留基準を設定しないこととし、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量(0.01 ppm)が適用される。

農林水産省において設定される予定の今般の使用基準の変更(搾乳における使用禁止期間の廃止)にあたり評価された試験結果によると、残留量が現行の取扱い(一律基準)の範囲を越えないので、基準を設定する必要はない。

答申 (案)

d1-クロプロステノールについては、食品規格（食品中の動物用医薬品の残留基準）を設定しないことが適当である。

フルニキシシ (Flunixin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	規制対象物質の変更に伴う基準値改正の検討を行ったもの。										
構造式											
適用動物/用途	牛、豚等/解熱鎮痛消炎剤										
作用機構	フルニキシシは非ステロイド性抗炎症薬で、通常は可溶化のためにメグルミン塩の形態で使用されている。作用機序としては、生体のアラキドン酸カスケード中のシクロオキシゲナーゼを阻害し、炎症のメディエータであるプロスタグランジン類やトロンボキサン類の産生を抑制することにより、鎮痛・抗炎症作用を発揮する。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議 (JECFA) において評価されておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドを調査した結果、米国、カナダ、EU及びオーストラリアにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日許容摂取量 (ADI) 0.0098 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 0.98 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: 乳においてはフルニキシシ及び5-ヒドロキシフルニキシシとし、その他の食品においてはフルニキシシのみとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="577 1585 1393 1832"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>3.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	3.2	幼小児 (1~6 歳)	10.9	妊婦	3.7	高齢者 (65 歳以上)	3.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	3.2										
幼小児 (1~6 歳)	10.9										
妊婦	3.7										
高齢者 (65 歳以上)	3.1										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及び WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

フルニキシン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	EU ppm	米国 ppm	カナダ ppm	豪州 ppm
牛の筋肉	0.02	0.02	0.02	0.025	0.02	
豚の筋肉	0.05	0.05	0.05	0.025	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する 動物の筋肉	0.01	0.01	0.01			
牛の脂肪	0.03	0.03	0.03		0.09	0.02
豚の脂肪	0.2	0.2	0.01		0.04	
その他の陸棲哺乳類に属する 動物の脂肪	0.02	0.02	0.02			
牛の肝臓	0.3	0.3	0.3	0.125	0.08	0.02
豚の肝臓	0.2	0.2	0.2	0.03	0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する 動物の肝臓	0.1	0.1	0.1			
牛の腎臓	0.1	0.1	0.1		0.03	0.02
豚の腎臓	0.03	0.03	0.03		0.03	
その他の陸棲哺乳類に属する 動物の腎臓	0.2	0.2	0.2			
牛の食用部分 ^{*1}	0.3	0.3				
豚の食用部分 ^{*1}	0.2	0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する 動物の食用部分 ^{*1}	0.2	0.2				
乳	0.06 ^{*3}	0.04	0.04 ^{*2}	0.002 ^{*2}	0.006 ^{*2}	

太枠：国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

*1：食用部分は、牛及び豚については肝臓及びその他の陸棲哺乳類については腎臓を参考とした。

*2：5-ヒドロキシフルニキシン

*3：フルニキシン及び5-ヒドロキシフルニキシンに換算係数0.95を乗じフルニキシンに換算したものの和

答申(案)

フルニキシシ

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.03
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注2)}	0.3
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.06

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

※ 今回基準値を設定するフルニキシシとは、乳にあつてはフルニキシシ及び5-ヒドロキシフルニキシシをフルニキシシに換算したものの和をいい、その他の食品にあつてはフルニキシシのみをいうこと。

アラキドン酸補給の安全性に関する研究（厚生労働科学研究） に対する審議結果について

平成 24 年 10 月
新開発食品保健対策室

【経緯】

平成 22 年、23 年度厚生労働科学研究において「アラキドン酸補給の安全性に関する研究」（研究代表者 浜崎智仁 富山大学和漢医薬学総合研究所教授（研究当時））を実施し、アラキドン酸は、「癌、炎症、自発運動上昇・運動機能低下など全てにわたって、促進的に作用する可能性が示された。動物実験で催奇形性という根本的な安全性の問題が認められ、この問題が解決しない限り、一般者への補給は勧められない。」と報告された。

当該報告を踏まえ、アラキドン酸を含有する食品について行政対応の必要性について、平成 24 年 10 月 2 日に新開発食品評価調査会で審議を行った。

【報告書概要】

過去半世紀の間のリノール酸（アラキドン酸前駆体）の摂取増に伴い、アラキドン酸カスケードを抑える医薬品が有効な疾患が増えてきた。このような食環境で、アラキドン酸を補給することが安全かどうかを評価することを目的とし以下の実験（審議対象実験抜粋）を行った。

（1）脳卒中易発症高血圧自然発症ラット（SHRSP）を用いるアラキドン酸の病態進行に対する影響の検討

アラキドン酸投与が脳卒中易発症高血圧自然発症ラットにおける炎症性病態を増悪するか否か反復投与毒性試験を実施して評価した結果、雌ラットの高用量（240mg/kg）で血液生化学検査のリン脂質濃度が低値を示した。

（2）アラキドン酸補給の炎症への影響の評価

アラキドン酸の補給が、炎症性疾患に影響を与えるか否か調べることを目的とし、ラットに炎症性大腸炎を誘導させ大腸炎の程度や頻度等を評価した結果、高用量（240mg/kg）にて、大腸粘膜下組織の浮腫の増加、炎症性マーカーの MPO 活性の上昇、マクロファージの浸潤促進が認められた。

(3) 胎仔期のアラキドン酸が乳癌発症に及ぼす影響

アラキドン酸補給が乳がん細胞に及ぼす影響について細胞培養実験並びに動物発がん実験を実施して評価した結果、腫瘍サイズ（体積、重量）及び乳腺腫瘍のBrdU※陽性率が、高用量群（2.01%（4,033mg/kg））で有意に増加した。（※生体組織の細胞増殖（DNA合成能）を確認するもの。）

(4) アラキドン酸等の脂肪酸摂取がラット炎症病態やマウス眼組織の形成に及ぼす影響

マウス胎仔の眼組織における脂質分子の変動を解析することにより、アラキドン酸の過剰摂取がマウス胎仔の眼組織の発達異常に及ぼす機構について検討した結果、雌胎仔眼組織において、普通食にアラキドン酸4%強化した食餌を投与した場合にリゾリン脂質の含量が5~9倍高かった。

(5) 発がんプロモーション過程への影響評価

アラキドン酸の発がん促進効果を評価する目的でラットを用いた中期多臓器発癌試験を実施した結果、膀胱の乳頭腫が高用量群（1,183mg/kg）で有意差が認められた。

【審議結果】

- この報告書の実験で影響が認められたものは、アラキドン酸を単独で高用量に投与時の結果であり、この量を通常の食事（150mg/50kg）から摂取しようとする場合約11~356倍程度必要であり、加えてアラキドン酸を配合したサプリメント（120mg/50kg）を追加で摂取した場合であっても、約6~198倍程度の摂取が必要となる。
また、上記（4）実験のリゾリン脂質は、アラキドン酸とDHAを同時に摂取することにより、蓄積が抑えられている。
- したがって、現在のところ、アラキドン酸単独の過剰摂取が想定される食品は市場に流通していないため、特段の対応の必要はない。
- ただし、健康食品関係協会及びサプリメント製造業者（1社）に対し、アラキドン酸を単独で高用量に摂取した場合の研究結果として、報告書内容を情報提供する。（平成24年10月4日付け事務連絡で情報提供済み）